



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐光 正義
(コード：3880、東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 阿達 敏洋
(TEL. 03-6895-1014)

「改善報告書」の修正版の提出について

当社は、平成 23 年 12 月 29 日付で、過年度決算短信等の訂正を開示した件について、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を東京証券取引所へ提出しておりますが、その後、平成 24 年 3 月期決算において連結範囲を見直したことに伴い、資本連結への影響等を確認する中で、別の過年度の会計処理の誤りが判明し、平成 24 年 5 月に再度、過年度の決算短信等を訂正いたしました。これを受けまして、本日改善報告書の修正版を東京証券取引所に提出いたしましたので、お知らせいたします。なお、改善報告書につきましては、修正箇所を下線____を付して表示した改善報告書も併せて添付しております。

当社は、この度、東京証券取引所に対し、再度改善報告書を提出することとなった事実を厳粛かつ真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬよう、引き続き本改善報告書に記載した改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいり所存であります。株主の皆様をはじめ多くの皆様に大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことをあらためて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以 上

改善報告書

平成23年12月29日

改訂 平成24年5月25日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

大王製紙株式会社

代表取締役社長 佐光 正義

このたびの過年度決算短信及び有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下、「過年度決算短信等」という。）の一部訂正の件について、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

当社は、平成23年12月に、平成19年3月期第1四半期から平成24年3月期第1四半期までの過年度決算短信等の一部訂正（以下、「平成23年12月訂正」という。）を行い、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を平成23年12月29日に提出いたしました。

その後、当社は、改善措置を進める過程で、過年度の会計処理に誤りがあることが判明したため、平成24年5月において、平成19年3月期第1四半期から平成24年3月期第3四半期までの過年度決算短信等の再訂正（以下、「平成24年5月訂正」という。）を行いました。

本日、平成24年5月訂正の経緯及び改善措置を追加した改善報告書を再提出いたします。

当社は、本件の事態を重大に受け止め、今後は、二度とこのような不適切な情報開示を行うことのないように、改善措置を確実に実行し、当社グループ全体として関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存です。

第1 経緯

第1-1 平成23年12月訂正に係る経緯

1. 過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

平成23年9月7日に、連結子会社（以下、「連結子会社」「子会社」「関連会社」「関係会社」は、平成23年12月29日改善報告書提出時における当社との関係を表す。）である赤平製紙株式会社（以下、「株式会社」を省略する。）から当社関連事業部宛に、「9月2日に会長の個人口座に3億円を振り込んだ」とのメールが届いたのを受け、社内調査を行ったところ、同社を含めて計7社（以下、「7社」という。）の連結子会社が平成23年9月16日に取締役を辞任した井川意高元会長（以下、「元会長」という。）個人へ貸付を行っており、

エリエール商工経由分の約4億円を含めて約59億円の貸付金残高があることが判明いたしました。

これを受けて、当社は元会長に対する貸付内容、貸付金の使途等を解明するために、専門的かつ客観的な見地からの調査及び、事実関係の正確な把握、責任の所在の特定、再発防止策や今後のコンプライアンス、ガバナンス等に関する提言が必要であると判断し、同日（平成23年9月16日）付で、構成メンバー5名のうち過半数を外部の調査委員とする「大王製紙株式会社元会長への貸付金問題に関する特別調査委員会」（以下、「特別調査委員会」という。）を設置いたしました。

この時点では、元会長への貸付金については、本人及び親族から関係会社等の株式による弁済の申し出を受けており、本人らの評価額によれば全額返済は可能であると考え、当社及び関係した子会社の損益に与える影響はないと考えておりました。

特別調査委員会が13回開催された後、当社は、平成23年10月27日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、当社において今後の対応を検討した結果、既に提出している過年度決算短信等に関しても、その記載内容の訂正の要否を検討する必要があると認識いたしました。

訂正の要否を検討するために、後記する株式価値評価及び関連当事者取引の誤記載に関する社内調査を主とする作業を実施し、平成23年12月14日に過年度決算短信等の訂正を行うことを開示いたしました。

一方で、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下、「監査法人」という。）においても当社の過年度決算について調査しておりましたところ、平成23年12月2日、監査法人から、繰延税金資産の計上額の訂正、固定資産売却取引の取消し、非上場関係会社株式の減損損失の計上、関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上の4項目について、さらに、平成23年12月7日には子会社における固定資産の減損について、過年度の会計処理に誤りがある旨の指摘を受けました。これらの事項はいずれも元会長への貸付とは無関係であります。指摘を受けた事項について当社が調査したところ、監査法人に指摘されたとおりの誤りがあることを当社においても認識し、訂正が必要であると判断しましたので、上記の開示の2日前である平成23年12月12日に過年度に遡って関係する過年度決算短信等を訂正することとし、開示いたしました。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

2-1 特別調査委員会による調査

(1) 特別調査委員会の設立

元会長への貸付の発覚を受けて、当社では、元会長に対する貸付内容、貸付金の使途等を解明するために、専門的かつ客観的な見地から調査及び事実関係の把握を行うことを目的として、平成23年9月16日に特別調査委員会を設置いたしました。調査委員の構成は以下のとおりです。

委員長	弁護士	奥平	哲彦
委員	弁護士	上林	博
委員	弁護士	山崎	克之
委員	当社社外監査役	越智	俊典
委員	当社常務取締役	阿達	敏洋

公平かつ透明性のある調査を行うために、委員長を外部の弁護士とした他、全委員5名のうち過半数を外部の委員で構成いたしました。これらの委員の選定に際しましては、平成22年7月15日付日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成22年12月17日改定)における「第三者委員会の中立、独立性についての指針」を参考にいたしました。

なお、当委員会には、委員の活動を補助するため、社外の弁護士3名と社員8名からなる調査委員会事務局を置きました。

(2) 特別調査委員会による調査の目的

特別調査委員会による調査の目的は以下のとおりです。

- ① 本件貸付、大王製紙関係者の行動に関する事実の把握
- ② 本件貸付が行われ、かつ早期に発見・防止されなかった原因の分析・評価
(コンプライアンス・ガバナンス上の問題の検討を含む)
- ③ 当社関係者の責任及び損害の回復に関する意見表明
- ④ 本件貸付に対する当面の大王製紙の対応、今後のコンプライアンス・ガバナンス上の問題を含む再発の防止体制に関する提言

(3) 特別調査委員会による調査の実施方法

平成23年9月16日から同年10月27日まで、本件に関する各種資料を精査し、関係者に対するヒアリングを行い、随時委員会(全13回)を開催して、調査、調査結果の検討及び報告書の取り纏めを行いました。

(4) 特別調査委員会による調査結果の概要

① 貸付の内容

当社の連結子会社37社のうち7社において、当時7社の代表取締役でもあった元会長個人に対し貸付金として会社資金が支出されていたことが確認されました。7社からの貸付は、平成22年5月12日から平成23年9月6日までの間に、合計26回にわたりなされ、その合計は10,680百万円に上りました。このうち3社からエリエール商工宛に振り込まれた合計2,250百万円については、実態はエリエール商工を経由した元会長個人への貸付であっ

たと認定されました。

いずれの貸付についても、事前に元会長が7社の常勤役員に電話で指示し、元会長が指定する銀行預金口座に指定金額を送金させたものでした。その一部の役員に対しては、口外しないよう明言して口止めをしていました。指示を受けた役員の大半は、元会長の個人的用途に用いられるものとの理解で、使途を質すことすらせず、経理担当者らに指示して、指定口座への自社資金の振込を実行しました。これらの貸付は、事前に取り締役会に諮られることなく、すべて無担保で実行されました。7社の当該役員のうち、本件発覚の直前に貸付を行った3社を除いて、親会社である当社に貸付の事実を速やかに報告いたしませんでした。

② 貸付金の返済状況

貸付金10,680百万円に対して、返済額は合計4,750百万円（うち1,850百万円はエリエール商工経由分）であり、その内訳は、現金1,807百万円、及び連結子会社の株式ならびにファミリー企業と考えられるエリエール総業の株式を貸主の3社が購入し、その購入代金を貸付残金に充てる方法による2,943百万円でした。後者については実質的には他社株式による代物弁済といえ、その株式の購入額は、時価純資産価額方式により決定されていました。

上記返済の結果、未返済元金は7社合計で5,930百万円ですが、未返済分については、その返済時期、金額、方法等についての確実な見通しはついておらず、その返済は現金でなされるのが原則ですが、元会長から大王製紙グループ会社12銘柄の株式が、井川高次元顧問（以下、「元顧問」という。）から30銘柄の株式（時価純資産価額方式による評価で約8,000百万円余りになると元会長は主張していました。）が事実上の担保として預けられるに留まっていました。

2-2 特別調査委員会の調査結果を受けた当社の対応

特別調査委員会の調査結果を受けて、本件が平成24年3月期第2四半期決算に与える影響を精査し、過年度決算短信等について記載内容の訂正の要否を検討するために、元会長への貸付金の回収交渉を進めるとともに、譲渡担保権設定された元会長の所有する関係会社株式の株式価値評価を行いました。

(1) 元会長への貸付金のその後の回収状況

平成23年10月28日付プレスリリースにてお知らせしましたとおり、特別調査委員会の調査終了時点において、当社は連結子会社が元会長から購入した株式の購入額の相当性を検討することとしており、その結果によっては元会長に対する貸付金残高が変動する可能性がありますでしたが、後記のとおり、元会長からの購入額は妥当であることが確認され、貸付金残高が変動することはないことが判明いたしました。

また、平成23年12月6日、連結子会社7社と元会長との間で、連結子会社7社の元会

長に対する貸付金債権を担保するため、当社が預かっておりました元会長の所有する関係会社 11 社の株式について譲渡担保権設定契約を締結いたしました。当該譲渡担保権設定契約上、元会長に対する貸付金債権の弁済期日は平成 24 年 3 月 31 日とされておりましたが、同日までに元会長から 593 百万円弁済されたことから、弁済期日を平成 24 年 6 月 20 日まで延長しております。同日までに元会長から残金である 5,337 百万円を弁済されない場合は、譲渡担保権を行使することにより回収を図ります。

なお、当社は、元顧問からも関係会社 30 社の株式を預かっておりましたが、元顧問の所有する株式について譲渡担保権を設定することについては元顧問と合意できませんでしたので、元顧問の所有する株式については返還しております。

(2) 第三者による評価を踏まえた当社の株式価値評価

譲渡担保権の対象となっている株式については、当社と利害関係のない会計の専門家である KPMG FAS に評価を依頼いたしました。当該評価結果を踏まえ、当社は譲渡担保権の対象となっている株式について、その価値を 1,456 百万円と判断いたしました。

2-3 元会長への貸付金に関する訂正

(1) 元会長の辞任に伴う連結子会社の範囲の変更の有無

当社の連結子会社には、元顧問、元会長及びその親族、並びにそのファミリー企業が発行済株式の過半数を有しているものが多く存在しました。そこで、当社は、元会長の辞任等に伴い、連結子会社の範囲の変更が必要かどうかについて検討いたしました。

その結果、平成 24 年 3 月期第 2 四半期については、元会長が平成 23 年 9 月 16 日に辞任したものの、平成 24 年 3 月期第 1 四半期以降、連結子会社との関係において連結に影響を与え得る資本関係の変動その他の事情はなく、従来の連結 37 社が連結子会社であることに変更はないと判断いたしました。また、元顧問についても平成 23 年 10 月 28 日まで在籍しており、財務諸表等規則に定める「自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」及び「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」に該当すると認められますので、連結範囲の変更への影響はありませんでした。

なお、平成 23 年 4 月に連結子会社が元会長らのファミリー企業の株式を購入したことによる、当該ファミリー企業の連結子会社又は関連会社該当性につきましては、検討の結果、当社は当該ファミリー企業の財務又は事業の方針の決定を支配しておらず、当社の子会社に該当しないと判断いたしましたので、連結の範囲にも含まれないと判断いたしました。

また、当社は、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該ファミリー企業の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えておらず、当社の関連会社に該当しないと判断いたしましたので、持分法を適用いたしませんでした。

したがって、平成 24 年 3 月期の第 1 四半期及び第 2 四半期の連結子会社の範囲は、平成 23 年 3 月期末から変更ありませんでした。

(2) 元会長に対する貸付金に係る貸倒引当金の計上

連結子会社の元会長に対する貸付金残高について、当社の認識にしたがって5,930百万円としたうえで、連結子会社が元会長から購入した株式の評価によっては変動する可能性があります。弁護士の意見も踏まえて検討しましたが、当該株式の購入は法的に有効に行われており、また、購入した株式についてのKPMG FASによる評価結果を踏まえ当社で判断した価値によっても、元会長からの購入額は妥当であることが確認されました。そのため、元会長から購入した株式の評価額によって貸付金残高が変動することはなく、元会長に対する貸付金残高は、平成23年9月末日現在で5,930百万円となりました。

当社が、元会長の弁済能力について元会長に照会しましたところ、元会長からは、上記の譲渡担保権の対象となっている株式以外には、弁済のための資力はないとの回答が得られました。回収の努力は今後も続けるものの、回収可能性が不確実であるため、元会長の弁済可能額は、上記の譲渡担保権の設定を受けた株式の評価額に限られると判断し、平成24年3月期第2四半期末において、同第2四半期末現在の貸付金残高5,930百万円から、譲渡担保権の設定を受けた株式の評価額1,456百万円を除いた4,474百万円について貸倒引当金として計上しました。

また、平成22年5月12日に行われた元会長に対する最初の貸付以降の各決算期における貸倒引当金の計上の要否につきましては、平成24年3月期第1四半期を除き、各四半期後に元会長からなされた現金及び株式売却代金による弁済、並びに上記の譲渡担保権の設定された株式の評価額から認められる元会長の弁済可能額が、各四半期末における元会長の貸付金残高を上回っておりませんでしたので、これらの各四半期においては元会長に対する貸付金について貸倒引当金は計上いたしませんでした。ただし、平成24年3月期第1四半期末においては、元会長に対する貸付金残高が元会長の弁済可能額を上回ると認められたため、その差額である1,331百万円の貸倒引当金を計上することといたしました。

以上の貸倒引当金計上の結果、平成24年3月期第1四半期において214百万円の当期純利益が減少し、第2四半期では1,011百万円の当期純利益が減少する影響が生じました。

(3) 関連当事者との取引に係る記載の訂正

平成23年3月期の有価証券報告書において関連当事者との取引として記載しました、当社連結子会社からエリエール商工に対する貸付金2,250百万円につきましては、特別調査委員会の調査結果のとおり、同社に貸し付けられた直後にその全額が元会長個人の預金口座に振り込まれており、実質的には元会長への貸付であったことが確認されました。そのため、平成23年3月期の有価証券報告書の関連当事者との取引についての記載を訂正し、エリエール商工に対する貸付については、実質的に元会長への貸付である旨を注記いたしました。

2-4 社内調査結果に基づく関連当事者取引に係る記載の訂正

当社において、過年度決算における関連当事者取引について調査しておりましたところ、平成21年3月期以降の有価証券報告書における関連当事者であるエリエールリゾーツゴルフクラブ、エリエール商工及び大王商工（以下、「本件3関連当事者」という。）と当社連結子会社間の取引につき、有価証券報告書に記載している取引金額は、調査の結果確認した取引額及び口銭額（売買の仲介手数料）と乖離していることが判明しました。

関連当事者との取引としましては、当社の連結子会社間の取引に本件3関連当事者が代理店等として関与して口銭を得る取引がありますが、かかる取引における口銭額につきましては、エリエールリゾーツゴルフクラブの仕入高及び売上高から推計した口銭率であり、また一般的に妥当とみなされる0.5%の口銭率を一律に適用して算出した概算額を、本件3関連当事者との取引額として、平成21年3月期以降の有価証券報告書において開示してきました（なお、平成21年3月期においては、エリエール商工及び大王商工の概算の口銭額が、開示基準である10百万円を大きく超える金額でなかったことから、開示しませんでした。）。

過年度の財務諸表について再検証する過程で、本件3関連当事者を含む関連当事者との取引については確認した実額を記載するべきと判断し、平成22年3月期のエリエール商工及び大王商工に関する口銭額も再検討したところ、10百万円を大きく超えることが確認されましたので、両社との取引についても追記する訂正を行いました。

既に記載済みであった平成19年3月期、平成20年3月期の当社とエリエール商工との原材料仕入取引の取引額についても、平成21年3月期以降の記載内容に合わせるため、正味の仕入額と口銭額に区分して記載しました（エリエール商工は平成20年2月20日にエリエール総業に社名変更し、平成20年4月1日をもってエリエール総業とエリエール商工とエリエールペーパーケミカルに分社しています。）。

また、当社の連結子会社である東京紙パルプインターナショナルは、平成20年から平成22年の間、輸入代理店として、大王商工を通じて関連当事者であるエリエールパッケージング印刷との間で原材料の輸入取引を行っておりましたが、平成21年3月期から平成23年3月期までの有価証券報告書には、この取引についての記載が漏れていることが判明しました。そのため、対象期間における有価証券報告書について、当該取引を大王商工との取引として追記する訂正を行いました。

当社が関連当事者であるエリエールフーズに対して行っていた債務の保証についても、平成20年3月期から平成22年3月期までの有価証券報告書に記載が漏れておりましたので、当該取引を追記する訂正を行いました。

2-5 監査法人からの指摘に基づく訂正

監査法人においても当社の過年度決算について調査しておりましたところ、平成23年12月2日、監査法人から、下記(1)から(4)までの項目について、さらに、平成23年12月7日には下記(5)の項目について、過年度の会計処理の誤りについて指摘を受けました。

指摘を受けた事項を当社が調査したところ、監査法人に指摘されたとおりの誤りがあるこ

とを当社においても認識し、訂正が必要であると判断しましたので、過年度に遡って関係する過年度決算短信等を訂正することといたしました。

(1) 繰延税金資産の計上額の訂正

当社は、平成 22 年 3 月期まで、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号（以下、「第 66 号」という）における会社区分 2（業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等）に該当するものとして繰延税金資産を計上しておりました。

しかるところ、当社では、平成 23 年 3 月期決算において税務上の繰越欠損金が発生したことにより、会社区分について、第 66 号における会社区分 3（業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等）、又は会社区分 4（重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等）のいずれかに変更する必要が生じました。当社としましては、監査法人の意見に従い、会社区分 4 における「重要な税務上の繰越欠損金」とは 5 年以内に回収できる見込みがない場合をいうものと解釈しておりましたところ、当社の繰越欠損金については 5 年以内に回収できる見込みでしたので、当社は会社区分 4 ではなく、会社区分 3 に該当するものと判断しました。そのうえで、会社区分 3 に従い、5 年分の課税所得見積額を繰延税金資産として計上し、監査法人から適正であるとの意見を受けていました。

ところが、平成 23 年 12 月 2 日に当社は監査法人から、当社の最近の毎期の課税所得の水準と比較して、平成 23 年 3 月期の税務上の繰越欠損金の額が多いため、平成 23 年 3 月期の繰越欠損金は「重要な税務上の繰越欠損金」にあたり、当社は 66 号の会社区分 4 に該当すると指摘を受けました。会社区分 4 であれば、翌期の課税所得の見積額（1 年分）を限度として繰延税金資産を計上することになります。当社の計画では平成 24 年 3 月期の通期では課税所得がある見込みとしていましたが、監査法人から、上場有価証券の減損等により課税所得が生じない可能性があるため、5 年分の課税所得見積額の繰延税金資産を取り消すべきであるとの指摘がありました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、当社連結財務諸表上、平成 23 年 3 月期決算において計上していた繰延税金資産約 10,000 百万円を取り消すこととしました。これにより、平成 23 年 3 月期の当期純利益が約 10,000 百万円減少しました。

(2) 固定資産売却取引の取消し

当社では、平成 15 年 3 月期に、倉庫の荷役作業を請け負わせている持分法非適用の関係会社に対し、当社が保有していた倉庫用地を売却し、同期の決算において固定資産売却益 1,472 百万円を計上しました。しかしながら、この取引に関しては、売却代金が延払いであったため所有権留保を行っており所有権の移転登記がなされていないこと、延払いの期間も 30 年という長期であること、及び売却した土地を当社が賃借していること等から、平成 23

年12月2日に、監査法人から当社に対し、当該取引については実質的に譲渡が実現していなかったとの指摘がなされました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、当該取引の発生時点において売買がなかったものとして、会計上の修正を行うこととしました。その結果、当社連結及び単体財務諸表上、この取引に関して平成15年3月期に計上した固定資産売却益1,472百万円が取り消され、訂正対象初年度(平成19年3月期)の期首の利益剰余金が同額減少しました。

(3) 非上場関係会社株式の減損損失の計上

当社は平成20年3月期以降、非上場関係会社株式の減損については、

- ① 子会社株式の1株当たり純資産価額が帳簿価額に比べて50%超低下した場合、損失処理(減損損失)が必要かどうかを検討する。
- ② 損失処理の検討にあたっては、純資産価額が著しく下落した株式について、50%超低下した決算期末から2四半期以内に当該子会社が作成した向こう5年間の事業計画を考慮し、5年後の1株当たり純資産価額が帳簿価額を上回る場合は、回復見込みがあるものとする。なお、5年後の1株当たり純資産価額が帳簿価額まで回復しないことが判明した場合は、損失処理を行う。
- ③ 新規に債務超過会社等を買収する際は、上記②の5年を20年とし、損失処理が必要かどうかを検討する。ただし、平成19年度末時点で経営権取得後10年を経過している子会社株式については、上記②の5年を10年とし、平成19年度末時点で経営権取得後10年未満の子会社株式については、上記②の5年を20年とし、損失処理を行う。
- ④ 子会社の増資を引き受ける場合は、当該子会社が作成した向こう10年間の事業計画を考慮し、10年後の1株当たり純資産価額が帳簿価額まで回復する場合は、回復見込みがあるものとする。なお、10年後の1株当たり純資産価額が帳簿価額まで回復しないことが判明した場合は、損失処理を行うとの基準により判断しておりました。

しかしながら、平成23年12月2日に当社は監査法人から、非上場関係会社株式の減損について、回復の判定をするための事業計画の期間を5年とし、また、実質価額の回復の程度を帳簿価額までとするというより厳格な基準に基づき、改めて非上場関係会社株式についての減損の判定を行うべきであるとの指摘を受けました。当社は、上記指摘により示された基準に従って改めて非上場関係会社株式について減損の判定を行いました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、連結子会社14社の株式について、過年度に遡って関係会社株式評価損を計上することとなりました。

これに伴い、当社単体財務諸表上、訂正対象初年度(平成19年3月期)の期首の利益剰余金が6,665百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

なお、減損の対象となるのはすべて連結子会社の株式であるため、単体財務諸表における上記の修正は連結財務諸表上は消去されます。しかしながら、株式の取得時に連結財務諸表

においてのれんを計上した子会社の株式についても減損損失を計上することに伴い、連結財務諸表上、のれんの減損損失を計上しました。その結果、当社連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 4,323 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

さらに、当該減損損失を計上したのれんの償却費についても、のれんの減損処理を過年度に遡って実施したものとして修正しました。その結果、当社連結財務諸表上、訂正対象の各年度の営業損益、経常損益及び純損益をそれぞれ修正しました。

(4) 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上

当社は、関係会社に対する貸付金の回収可能性、及び債務保証の履行可能性の判断に関しては、当該関係会社の株式の減損損失を計上した場合でも、関係会社の事業は引き続き継続するので回収可能性があると判断し、貸倒引当金及び債務保証損失引当金を計上しておりませんでした。

平成 23 年 12 月 2 日に、当社は監査法人から、関係会社株式の減損処理が必要な状態に陥っている場合には、融資及び債務保証についてもその回収可能性や履行可能性を踏まえ、引当金の計上の可否を検討し、かつ、当該関係会社が債務超過に陥っている場合には、債務超過の解消が確実に見込まれる場合を除き、債務超過額について引当金を計上するべきであるとの指摘を受けました。

当社は、平成 23 年 3 月期末時点において債務超過となっている関係会社について引当金の計上の可否を検討しました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、連結子会社 14 社について貸倒引当金又は債務保証損失引当金を事業損失引当金として過年度に遡及して計上することとしました。これに伴い、当社単体財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 11,954 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

なお、事業損失引当金の計上の対象となる関係会社はすべて連結子会社であったため、単体財務諸表における上記の修正は連結財務諸表上は消去されます。

しかしながら、連結子会社である末広印刷が保有するスエヒログラフィックアーツ（非連結子会社）の株式の減損損失の計上、及び同社への貸付金に対する事業損失引当金の計上により、当社連結財務諸表上も、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 68 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

(5) 子会社における固定資産の減損

当社は平成 23 年 3 月期決算において、連結子会社であるダイオーエンジニアリング（以下、「エンジ」という。）の保有する固定資産の簿価として、連結財務諸表上は 697 百万円を計上しております。監査法人が平成 23 年 12 月 7 日に実施したエンジに対する投融資の評価の検討の結果、同社の純資産が平成 20 年 3 月期に取得価額の 50%を下回り、平成 21

年3月期には債務超過に陥っていることが発見されたとして、平成23年12月7日に、監査法人から当社に対し、平成20年3月期においてエンジが保有している固定資産に減損の兆候が生じていたため、同中間期に遡ってエンジが保有する建物等の償却性固定資産の全額を減損損失として計上するべきであるとの指摘がなされました。

当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、平成20年3月期中間期に遡ってエンジが保有する建物等の償却性固定資産の全額を減損損失として計上することとしました。その結果、当社連結財務諸表上、平成20年3月期中間期に遡ってエンジの簿価の全額である697百万円を減損損失として計上し、同中間期、同第3四半期及び通期の純損益が697百万円減少しました。

第1-2 平成24年5月訂正に係る経緯

1. 過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

当社は、平成23年12月訂正が生じた原因を分析し、再発防止のための取組みの一つとして、経理関係規程類の全面見直しや会計・経理関連知識と理解度の向上のための研修・勉強会の実施等を進めております。加えて、平成24年3月期第3四半期及び同第4四半期における連結範囲の見直しに伴い、専門知識を持った外部会計事務所の協力を得て、資本連結手続の遡及的検証及び決算手続の改善も進めました結果、後記する債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正、固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正、為替換算調整勘定の計上額の訂正、少数株主持分等の計上額の訂正、連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正の5項目について、過年度の会計処理に誤りがあることが判明いたしました。これらの会計処理は過去に適正と判断しておりましたが、会計基準に基づいて再度検討し、過年度の会計処理を訂正すべきであると判断したため、監査法人とも協議し、過年度に遡って関係する過年度決算短信等を訂正することとし、平成24年5月16日に開示いたしました。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

2-1 連結の範囲の変更

前記のとおり、当社グループは、平成24年3月期第2四半期まで、当社および連結子会社37社で構成されておりました。当該連結子会社の中には、元顧問、元会長及び親族、並びにファミリー企業が議決権の過半数を所有している会社が多く存在しておりました。この点について、平成24年3月期第1四半期までは元顧問及び元会長が当社に在籍していたことから、創業家一族が所有するこれらの会社の議決権を、財務諸表等規則に規定する「自己の意志と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」及び「自己の意志と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」が所有する議決権であるとして、当社の連結子会社の範囲を決定しておりました。また、平成24年3月期第2四半期については、連結子会社との関係において連結範囲に影響を与え得る資本関係の変動その他の事情はなく、また、

元顧問も平成 23 年 10 月 28 日まで在籍していたことなどから、連結範囲の変更はありませんでした。

その後、平成 24 年 1 月 14 日付及び平成 24 年 1 月 27 日付「子会社の異動に関するお知らせ」において公表しましたとおり、平成 24 年 3 月期第 3 四半期中に元顧問が当社に在籍しなくなったこと、創業家一族が保有する連結子会社の株式は、当社による買収交渉を含む資本関係の整理に向けた交渉の最中であることを勘案した結果、当社元顧問及び一部親族、並びに大王商工、エリエール総業等の一部ファミリー企業は、財務諸表等規則に規定する「自己の意志と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」及び「自己の意志と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」とはいえないと判断いたしました。そのうえで、従来連結子会社としていた 37 社それぞれについて子会社に該当するか否かを改めて検討した結果、平成 24 年 3 月期第 3 四半期については、23 社を持分法適用関連会社へ、1 社を持分法適用関連会社の子会社へ、5 社を連結対象外へと変更し、連結子会社は 8 社となりました。

また、平成 24 年 2 月 3 日付「当社関連会社からの株式取得に伴う子会社の異動に関するお知らせ」において公表しましたとおり、創業家一族との交渉を踏まえ、また、平成 24 年 3 月期末を控え、可及的に速やかに当社グループのコーポレートガバナンスを改善するため、持分法適用関連会社 4 社の株式及び連結から外れた会社 2 社の株式を、持分法適用関連会社 7 社及び持分法適用関連会社の子会社 1 社からそれぞれ譲り受けた結果、平成 24 年 3 月期においては、連結子会社 19 社、持分法適用関連会社 17 社、及び連結から外れる会社 1 社となりました。

2-2 社内調査結果に基づく訂正

平成 23 年 12 月訂正の対策として、経理関連規程類の全面見直しを実施しております。その中で連結決算手続の中に新たな確認項目を追加し、平成 24 年 3 月期決算において、過去の会計処理にまで検証範囲を広げ、網羅的な検証を行いました。

上記のとおり、連結の範囲を変更したことから、特に重点的に資本連結への影響等の詳細を確認した結果、下記の 5 項目について、過年度の会計処理の誤りが判明しました。これらの項目について監査法人とも協議を行った結果、訂正が必要であると判断しましたので、過年度の決算を訂正することにいたしました。

(1) 債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正

当社は、平成 23 年 12 月 12 日付プレスリリース「監査法人による過年度決算調査の過程において指摘された事項に基づく過年度有価証券報告書、決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、関係会社が債務超過に陥っている場合には、債務超過の解消が確実に見込まれる場合を除き、当社において当該債務超過額を引当金として計上しております。

当社において事業損失引当金を計上した関係会社のうち1社について、債務超過額に誤りがあったことから、当社が過年度に計上した事業損失引当金の計上額も誤っていることが判明しました。そのため、過年度に遡って事業損失引当金の計上額の訂正を行うこととしました。これに伴い、当社個別財務諸表上、訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金が892百万円増加します（平成23年3月期末の利益剰余金は1,498百万円の増加）。

なお、事業損失引当金の計上額の訂正の対象となる関係会社は連結子会社であるため、個別財務諸表における上記の訂正は、連結財務諸表上は消去されます。

(2) 固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正

平成23年12月訂正時に関係会社間の固定資産売買取引の取消しを行いました。会計処理の検証対象期間をさらに遡って拡大して調査した結果、同様の固定資産売買取引が行われていたことが判明いたしました。

当社は、平成2年3月期から平成5年3月期にかけて、当社が保有していた土地を関係会社に売却し、合計で824百万円の固定資産売却益を計上しておりますが、一部の土地を除き、売却の3年から6年後に当社が当該土地を買い戻していました。そのため、監査法人と当該取引に係る会計上の取扱いについて協議したところ、監査法人から監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」に基づき、当該取引については会計上は譲渡が実現していなかったと判断すべきではないかとの見解が示されました。当社としましては平成23年12月に訂正した固定資産売却取引とは異なり、取引時点で売却代金は回収し、所有権移転登記も行っているため、真正な土地の売買であったと判断しておりました。しかしながら他方で、事実として、当社が3年から6年後に買い戻しをしており、また、長年月の経過により売買の目的等を示す当時の資料も既に散逸してしまっていることから保守的に判断し、訂正を行うこととしました。その結果、当社個別財務諸表上、訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金及び純資産が770百万円減少します。なお、固定資産売却取引の対象となる関係会社は連結子会社であったため、個別財務諸表における当該売却益の訂正は連結財務諸表上は消去されることとなります。

また、当該土地のうち一部について、当社が再取得した後に減損処理を行っておりますが、上記売却益の取消しに伴い、減損を行った土地の取得価額が減額され、その結果として当該減損損失の金額が過大となりますので、これを訂正します。この減損損失の金額の訂正の結果、個別財務諸表、連結財務諸表ともに訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金及び純資産が111百万円増加します。

なお、平成23年12月の過年度決算の訂正において、固定資産売却取引の取消しがありましたので、当社では昭和59年3月期まで遡って固定資産売却取引の検証を行いました。他に同様の取引はありませんでした。

(3) 為替換算調整勘定の計上額の訂正

平成 19 年 3 月期に、当社の連結子会社であったエリエールリゾーツ INC は、その事業の全部を、同社の連結子会社であるエリエールハワイ INC に譲渡し、エリエールリゾーツ INC は清算されました。この清算に伴い生じた 1,004 百万円の為替換算調整勘定借方差額が、平成 20 年 3 月期以降の連結財務諸表に計上されております。平成 24 年 3 月期第 3 四半期においても、同残高が計上されたままとなっていたため、監査法人とあらためて協議したところ、監査法人から為替換算調整勘定に計上した借方差額 1,004 百万円は、本来、利益剰余金に振り替えるべきであったのではないかとの見解が示されました。

計上の理由を示す資料は残っていませんが、エリエールリゾーツ INC の事業が同社の連結子会社であるエリエールハワイ INC に引き継がれたことで、実態としては何も変わっていないため、利益剰余金の変動するのは誤りであると考え、監査法人とも協議の上、為替換算調整勘定で処理したものと推測しています。

今回の監査法人の見解を踏まえ、当社においても訂正するのが相当であると判断しましたので、過年度に遡って訂正を行うこととしました。また今回の調査の過程で、平成 18 年 3 月期において、本来、利益剰余金に振り替えるべきであったエリエールリゾーツ INC の少数株主持分借方残高 1,861 百万円の一部が、上記為替換算調整勘定借方差額に含まれていることが判明しましたので、これについても訂正を行うこととしました。その結果、連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 1,861 百万円減少します（平成 24 年 3 月期第 3 四半期の期末の利益剰余金は 1,004 百万円の減少）。なお、上記訂正は全て純資産の部の勘定科目の訂正となるため、連結財務諸表上の純資産に対する影響はありません。

(4) 少数株主持分等の計上額の訂正

平成 19 年 3 月期に、当社の連結子会社が当社の他の連結子会社を吸収合併しましたが、本来、吸収合併の際に取り消すべきであった消滅した連結子会社に係る少数株主持分 519 百万円が取り消されず、吸収合併後も計上されたままとなっております。

また、連結子会社が保有する当社株式の受取配当金の内部取引消去及び債務超過の連結子会社が保有する当社株式の連結貸借対照表計上額についても本来、考慮すべきではない少数株主持分計算がなされておりました。

上記の項目について訂正が必要であると判断しましたので、過年度に遡って少数株主持分等の計上額の訂正を行うこととしました。これに伴い、連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 482 百万円増加します（平成 24 年 3 月期第 3 四半期の期末の利益剰余金は 109 百万円の増加）。なお、平成 19 年 3 月期以降、平成 24 年 3 月期第 2 四半期までの上記訂正は、全て純資産の部の勘定科目の訂正となるため、連結財務諸表上の純資産に対する影響はありません。しかしながら、平成 24 年 3 月期第 3 四半期における連結範囲の変更に伴い、少数株主持分等の計上額の訂正に係る連結子会社が持分法

適用会社に異動したため、持分法適用会社に係る少数株主持分相当額の訂正に伴う影響として、平成 24 年 3 月期第 3 四半期の期末の純資産は 134 百万円増加します。

(5) 連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正

平成 17 年 3 月期に当社の連結子会社間で土地等の固定資産売買取引が行われ、売却した会社において 512 百万円の売却損が発生しましたが、この売却損については、連結子会社間の企業結合（営業譲渡）の中で行われたものであり、実態は変わるわけではないと判断したため、未実現損失として消去しました。

しかるところ、会計基準に基づきあらためて見直した結果、当社は訂正するのが相当であると判断しましたので、過年度に遡って訂正を行うこととしました。その結果、連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金及び純資産が 512 百万円減少します。

第1-3 過年度決算訂正の内容

平成 23 年 12 月訂正の経緯及び平成 24 年 5 月訂正の経緯に基づき、当社は過年度決算短信等の訂正が必要であると判断し、平成 19 年 3 月期第 1 四半期から平成 24 年 3 月期第 3 四半期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、決算短信、中間決算短信及び四半期決算短信を訂正することといたしました。訂正の内容は、以下の別紙をご参照ください。

- ・別紙 1-1～1-3 「過年度決算内容の訂正に伴う財務諸表への影響額（平成 23 年 12 月訂正）」
- ・別紙 2-1～2-3 「過年度決算内容の訂正に伴う財務諸表への影響額（平成 24 年 5 月訂正）」
- ・別紙 3-1～3-3 「過年度決算内容の訂正に伴う財務諸表への影響額（合計）」
- ・別紙 4-1～4-8 「関連当事者との取引の訂正（平成 23 年 12 月訂正）」

第2 改善措置

第2-1 不適切な情報開示等を行った直接的原因

1. 平成 23 年 12 月訂正に係る直接的原因とその背景事情（問題点）

(1) 元会長への貸付金に関する訂正（貸倒引当金計上漏れ及び当該貸付取引に係る関連当事者との取引の誤記載）の直接的原因

① 貸倒引当金計上に係る決算手続上の不備

当社グループのルールにおいては、弁済期限を延長した債権は貸倒懸念債権に分類することになっておりましたが、元会長へ貸付を行った連結子会社は、当該貸付の弁済期限を延長しているにもかかわらず、平成 23 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期第 1 四半期において、貸倒懸念債権へ当該貸付債権を区分しておりませんでした。そのため、連結子会社においては貸倒見積高の算定を行っておりませんでした。

当社においては、連結子会社から提出された「貸倒懸念債権の調査表」において当該貸付

が貸倒懸念債権に区分されていませんでしたが、別途経理部が貸付時の子会社の取締役会議事録及び金銭消費貸借契約証書入手し、貸倒見積高の検討を実施した結果、元会長から「平成23年9月末までに返済する。」と言われたことや関係会社株式での弁済を受けていることから貸倒引当金の計上は不要と判断しました。

当社グループのルールにおいては、貸倒見積額の算定は、個別に回収可能額を見積もることになっておりました。上記のとおり、連結子会社は債権区分のルール通りの運用を行っておらず、当社も、債権評価ルールどおりに運用を行っておらず、貸倒見積高の算定を具体的に行わなかったため、結果的に貸倒引当金の計上漏れが発生いたしました。

当社グループ各社の株式を大量に保有する元会長（当時社長）への貸付であり、一部の連結子会社は元会長からも「必ず返済する」と回答を得ていたため、弁済能力に疑義を抱かなかったことが、当社及び連結子会社において、上記のような手続を採ってしまった原因であると認識しております。

また、そもそもの根本原因は決算手続面だけにあるのではなく、後記のような背景事情及び、関連当事者であり、かつ、個人である元会長への貸付を回収可能性の検討をしないまま実行してしまったことにあると考えております。また、同様に関連当事者であるエリエール商工を経由して貸付を行っておりますが、関連当事者との取引自体を厳格にチェックする仕組みが脆弱であったと考えております。

当社グループ各社の取締役会規則においては、取締役会決議を必要とする事項等が規定されており、取締役の自己取引について各社の取締役会による承認を必要とする旨を定めておりますが、子会社と取締役等の関連当事者との取引については、当社が関知できない状況で実行することが可能となっております。したがって、今回の元会長への貸付金の問題に関して、当社の取締役会決議を要する等のルールがあれば、貸付実行の防止あるいは早期に発見できた可能性があると考えております。

② 貸付の実行の際の子会社におけるルールの逸脱

元会長へ貸付を行った連結子会社において、関連当事者等へ貸付を行う場合の主な手続は、以下のとおりでした。

- ・ 代表取締役への当事者による取引の申請
- ・ 代表取締役による当該取引の実行可否の判断
- ・ 代表取締役による当社関連事業部への報告及び当社関連事業部による承認
- ・ 代表取締役による当該稟議の決裁
- ・ 取締役会による当該取引の承認
- ・ 金銭消費貸借契約締結後、貸付を実行
- ・ 取締役において、貸付実行の旨を報告

また、前記のとおり、各社の取締役会規則において、取締役の自己取引について各社の取締役会による承認を必要とする旨を定めておりました。

貸付を行った連結子会社においては、元会長からの指示による貸付であったため、上記の
手続どおりに実行せず、関連事業部への報告・承認の省略や、取締役会を開催せずに貸付を
実行しておりました。

③ 貸付及び回収遅延の状況の連結子会社から当社に対する業務報告の不備

当社の連結子会社が元会長に貸付を実行した際に、連結子会社（一部の会社を除く）から
当社の関連事業部に対して事前及び事後の報告が行われなかったために、当社は当該貸付行
為を未然に防止または早期に発見することができませんでした。また、回収遅延の状況が生
じているにもかかわらず、連結子会社（一部の会社を除く）から当社の関連事業部や経理部
へ報告あるいは相談が行われませんでした。

当該貸付取引の実行が創業家の一人である元会長からの指示であり、元会長により当該貸
付取引を口外しないよう明言して口止めされた結果、関係した連結子会社の役職員は従順に
指示を受け入れ、報告を行わなかったのではないかと考えております。

④ 貸付及び回収に対するモニタリングの不備

1) 関連事業部におけるモニタリングの不備

関連事業部は、連結子会社の業務の進捗度や関連法規の遵守状況の監査を行うことになっ
ておりました。会計には関知しませんが、連結子会社から詳細な業績が記載された月次実績
書が提出され、当該実績書には本件貸付の事実や、関係会社株式の取得による弁済の事実が
記載されております。しかし、月次実績書は、日常的に参照するものではなく、何か問い合
わせや問題等が生じた場合に調査資料として使用するものでした。関連事業部の業務内容が、
有効な子会社管理を実施するための業務内容となっていなかったと認識しております。

また、当社の関係会社管理規程は、子会社に対する管理と関連会社に対する管理を区別す
ることなく、各社の経営の自主性を重んじた緩やかな管理を行う内容となっておりました。
このため、当社による、特に子会社に対する監視が連結グループ統治の観点からは非常に脆
弱であったと考えております。

2) 経理部におけるモニタリングの不備

経理部においては、連結子会社が元会長とエリエール商工へ貸付を行っている事実を、経
理担当取締役が元会長自身より伝えられているにもかかわらず、当社グループのために必要
な資金であろうと漠然と推測し、元会長が違法行為をしている可能性に疑いを持たず、他の
取締役や監査役への報告を行いませんでした。この結果、元会長に対して貸付の用途等を深
く追及することなく、エリエール商工への貸付が実は元会長への貸付であったことを把握で
きず、回収可能性の判断を誤ったものと考えられます。

3) 監査役によるモニタリングの不備

当該貸付の事実及び回収状況は、当該事実を知っていた連結子会社の役職員、関連事業担当取締役、経理担当取締役及び監査法人から当社の監査役へ報告されず、監査役の業務監査においても発見することができませんでした。

当社の監査役会は、常勤監査役 2 名及び非常勤の社外監査役 3 名により構成されておりますが、財務及び会計に相当程度の知見を有する者はおりませんでした。また、監査役は監査業務を行うための補助スタッフを有しておらず、さらに経理部門との連携も十分ではなかったことにより、経理業務に対する深度のある監査を実施できなかったことが、本件の防止及び早期発見を妨げた要因であると考えております。

(2) 元会長への貸付金に関する訂正が生じた背景事情等

① 当社グループの企業風土

元顧問、元会長及び元会長の実弟である関連事業担当取締役（以下、「創業家」という）は、ファミリー企業を通じて当社の大株主であるとともに、創業者以来経営権を継続して掌握し、当社グループを大きく成長させてきました。また、創業家は、個人及びファミリー企業の保有株式によって当社の連結子会社を支配しております。

特別調査委員会の調査報告書にて指摘されているとおり、当社グループの役職員は、これらの会社はすべて創業家のものであると意識し、しかも成功した経営者であったため、彼らには絶対的に服従するという企業風土が根付いており、これが本件発生の基盤となっていると考えられます。

② 当社グループの資本構成

当社は、平成 24 年 3 月期第 2 四半期まで、連結子会社 37 社（国内 35 社、海外 2 社）を有しておりましたが、当社が単独で議決権の過半数を保有している会社は 5 社にとどまり、残りの 32 社は、創業家及びそのファミリー企業が直接・間接に議決権の過半数を保有しておりました。

このような資本構成は、当社のコーポレートガバナンス上は必ずしも望ましい状況とは言えず、当社から連結子会社に対する統制が十分に機能し難くなる可能性があると考えております。

③ 取締役による監督機能不全

当社の子会社等を管理する関連事業部を担当する取締役は元会長の実弟であったため、貸付及び回収状況に関して、客観的な見地から元会長に対する監督を行うことができなかったものと考えられます。

また、上記の企業風土等の状況に鑑みると、当該貸付を把握していた経理担当取締役も創業家に対して毅然とした対応を取り、監督機能を十分に働かせることができなかつた可能性も否定することはできません。

④ 内部通報制度の報告経路の不備

当社グループにおいては、内部通報の制度を「企業倫理ホットライン」の名称で運用していましたが、当社に係る通報内容は法務・広報課長又は総務課長の元に、子会社に係る通報内容は関連事業部業務監査課長の元に集められた後に、社長に報告される仕組みとなっておりました。

このような報告経路による内部通報制度は、一般従業員や一部の取締役等の不祥事に対しては機能し得るものの、経営トップの不祥事については、役職員が情報を入手しても通報する動機が働かないため、通報窓口としては十分に機能していなかったものと考えられます。

⑤ コンプライアンス意識の不足

元会長に対する貸付の実行に際して、前記のとおり、当社の子会社において適法な取締役会の承認が行われておりませんでした。また、貸付の実行後においても、当該貸付の事実について各子会社の取締役会に報告されず、また、当社の取締役会においても、当該貸付の事実は報告されませんでした。

当社グループ役職員のこのような対応は、上記企業風土等と密接に関連しておりますが、上場企業の役職員としてのコンプライアンス意識が不足していたことも否定できないものと考えております。

(3) 社内調査結果に基づく関連当事者との取引の訂正の直接的原因

当社は、一部の関連当事者との取引に係る口銭額は、実際取引額ではなく、一定の口銭率(0.5%)を一律に適用して概算額を算定する簡便な方法を採用しておりました。その結果、実際取引額と概算額との間に乖離が発生し、既に開示している関連当事者との取引の記載を訂正する必要が生じました。当社が実際取引額の集計に要す労力を惜しんだ結果であり、適切な開示を行うという意識が不足していたためであると考えております。

また、関連当事者との取引として記載漏れが生じていたのは、当該関連当事者との取引を行っていた関係会社に対する会計に関する指導が不足していたためであると認識しております。

(4) 監査法人からの指摘に基づく訂正の直接的原因

① 共通原因

過年度の決算訂正に至った各項目の原因は以下の2点に集約されます。

1) 監査法人の見解に依存する体質

当社は、一般に公正妥当と認められた会計基準に則って適正な会計処理を行うため、会計基準等で明確になっていない会計処理や会計上の見積り等の判断を伴う事象について、長年にわたって、監査法人と積極的に相談・報告し、監査法人の理解を得て会計処理を行ってま

いました。この結果、これらの相談や報告が、監査法人から適正意見を得るためのものとなり、監査法人の見解に依存し、当社で一般に公正妥当と認められた会計基準に則っているかどうかの判断を怠るようになっていたと考えております。

2) 一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足

上記の影響により、会計基準等で明確になっていない会計処理や会計上の見積り等の判断を伴う事象について、当社自身ですべて理論構築した上で会計処理を行うという意識が不足していたと認識しております。

また、当社はこれまで、各部門の専門性を高めることに重きを置いた人事ローテーションを行っておらず、従業員に多くの業務を経験させる方針でした。このため、経理業務を長期間担当する専門家の育成が不十分であった可能性があります。

さらに、子会社を含む企業グループにおいて、会計及び経理に関する研修及び勉強会を実施しておりますが、決算手続等手続面に重点が置かれ、会計基準自体の研修や勉強会は重要な会計基準の新設又は改訂時を除き、開催頻度が多くありませんでした。

これらの要因により、一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足が生じたと考えております。

② 繰延税金資産の計上額の訂正

平成 23 年 3 月期決算において、当社は第 66 号における会社区分 3 に該当するものとして繰延税金資産を計上しており、当該会計処理については監査法人からも適正であるとの意見を受けていたため、問題はないと判断しておりました。

その後、今回の元会長への貸付金に関する問題発生を契機に、監査法人内部での再検討の結果、会社区分 4 に変更すべきではないかという指摘を受けました。

会社の利益計画の妥当性や合理性の判断等については、見解が分かれ易いところであるため、当社としても合理的かつ客観的な根拠を示し、会社としての意思を明確にしておくべきでありましたが、上記のとおり監査法人の見解に依存する体質があったことは否定できないものと考えております。

③ 固定資産売却取引の取消し

平成 15 年 3 月期に計上された固定資産売却益を取消し処理することとなったのは、監査委員会報告第 27 号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」に基づき、監査法人にて改めて会計処理の検討が行われたことが契機となっております。

当該委員会報告においては、関係会社間の土地・設備等について、売却益が実現したかどうかの判定は、譲渡価額に客観的な妥当性があることその他、合理的な経営計画の一環として取引がなされていること、買戻し条件付き売買等でないこと等の 7 つの観点より総合的に

判断してなすものとされています。この総合的判断に関し、平成15年3月期決算においては、当該会計処理について監査法人に報告し理解を得ているものと認識しておりましたが、このような判断は見解が分かれ易いところであるため、当社としても合理的かつ客観的な根拠を示し、会社としての意思を明確にしておくべきでありました。

④ 非上場関係会社株式の減損損失の計上

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等で明確になっていない事象について、当社の有価証券管理規則において減損処理の判定基準を定めておりましたが、当該判定基準が一般に公正妥当と認められた会計基準に適合しているか、適切に見直されていなかったことにあると考えております。

有価証券管理規則の内容及びこれに関連する会計処理につきましては、監査法人に報告し理解を得ていたため、誤りはないものと判断しておりましたが、厳格な監査が行われるようになった現在においては緩やかな判定基準であった可能性があります。有価証券管理規則の改廃は経理担当役員の承認により行えますが、経理業務を監視する機能が他に存在すれば防げた可能性があると考えております。

⑤ 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上

当社はこれまで子会社株式の減損を行った場合の子会社への貸付金及び債務保証等について、貸付金の回収可能性や債務保証等の履行可能性に疑義が生じる事態が発生したことがなかったため、これまで検討したことがありませんでした。そのため、当該貸付金及び債務保証等について事業損失引当金（貸倒引当金及び債務保証引当金）の計上に係るルールは存在しません。

子会社の財政状態が悪化した場合、子会社株式の減損処理を行っておりましたが、子会社が事業を継続できなくなることは想定していなかったため、貸付金に対する貸倒引当金及び債務保証等に対する債務保証引当金の計上を行う必要性を認識しておりませんでした。監査法人からの指摘がなかったため、誤りはないものと判断しておりましたが、結果として誤った会計処理を行っていたということは、当社の会計基準等に対する理解が不足していたものと考えております。

⑥ 子会社における固定資産の減損

過年度決算において、子会社における減損損失計上処理の訂正を行うこととなった原因は、当時はまだ固定資産の減損に関する規程・マニュアルがなく、減損の兆候判定の基準が厳格でなかったためであると考えております。

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」においては、減損の兆候は営業損益がおおむね過去2期マイナスであったことを指すが、当期の見込が明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えることが適当であるとされています。当時の

減損の兆候の判定では、営業損益が過去2期マイナスでしたが、翌期の利益計画においてプラスとなることから減損の兆候なしと判断しておりました。結果的には営業損益はマイナスであったため、翌期の営業損益見込が甘かった可能性があり、「明らかに」プラスとは言えなかった可能性があります。当時は、監査法人からの指摘がなかったため、誤りはないものと考えておりましたが、結果として誤った会計処理を行っていたということは、緩やかな判定を行ってしまった可能性があると考えております。

2. 平成24年5月訂正に係る直接的原因

(1) 共通原因

平成24年5月において過年度決算短信等の訂正を行った各項目は、主として平成19年3月期以前に実施した会計処理を発端としております。その後も過去に行った処理に疑いを持たず、十分に会計処理の適正性を確認しなかったことから、結果として、誤った会計処理を継続しておりました。

平成23年12月訂正の原因と同様に、前記の「監査法人の見解に依存する体質」及び「一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足」、それに加えて、「会計処理の適正性の確認不足」が原因で、いずれの誤りも生じたものと考えております。

『会計処理の適正性の確認不足』

日々の経理処理から決算作業に至るまで、適正な会計処理が行われているか確認しているつもりでございましたが、経理関連規程類を全面的に見直す過程で、確認すべき事項の抜け漏れや正確な情報収集を行うための手続・手法に改善余地があることが判明しました。

(2) 債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正

平成23年12月訂正時に事業損失引当金を計上した際、過去に実施した関係会社間の有価証券売買に伴う損益を相殺消去する前の関係会社の貸借対照表を使用しました。関係会社の財政状態を評価する際に、関係会社間取引の相殺消去後の貸借対照表を使用することに気付かなかつたため、債務超過額を誤りました。財政状態の評価の際に用いる債務超過額は、関係会社間取引の相殺消去を考慮して算定することをルール化していれば防げたものです。

(3) 固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正

平成23年12月訂正時同様に、固定資産売却取引については見解が分かれ易いところであるため、当社としても合理的かつ客観的な根拠を示し、会社としての意思を明確にしておくべきでありました。なお、固定資産減損損失額の訂正については、売却損益の修正に伴って派生的に生じたものであり、固定資産減損損失計上に係るルールに特段の問題はないものと考えております。

(4) 為替換算調整勘定の計上額の訂正

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」では、連結子会社間の事業譲渡は共通支配下の取引に該当し、原則として、資産及び負債を移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上し、資産および負債の差額は、純資産として処理することとされています。一方で、これらの会計基準等には、共通支配下の取引である事業譲渡の為替換算調整勘定の取扱いや事業譲渡後に清算した場合の会計処理が明確ではありませんでした。このため、当社は、子会社同士で事業を引き継いだことにより連結グループ全体で実態としては何も変わっていないことから、利益剰余金の変動するのは誤りと考えてしまいました。

既に清算し、存在しない子会社の為替換算調整勘定が残っていること自体に違和感を覚えるべきでありました。

(5) 少数株主持分等の計上額の訂正

少数株主持分等の計上額は当社の連結会計用ソフトウェアより自動計算が行われておりますが、計算結果を入念に確認し、その設定を修正する等の対応をしていれば防げたと思われま

す。また、既に存在しない消滅会社の少数株主持分が残っていることを、これまでに確認していれば防げたと思われま

(6) 連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正

当社の連結財務諸表作成規則において、本来、「未実現損益は消去する。但し、未実現損失については、売手側の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しない。」とすべきところ、「未実現損益は消去する。」としており、但書を規定しておりませんでした。誤ったルールに則して会計処理を行ったことから生じたものであり、正しいルールを規定し、これに則して会計処理を行うことで防げたと思われま

第2-2 再発防止に向けた改善措置

1. 平成 23 年 12 月訂正に係る改善措置

(1) 元会長への貸付金に関する訂正の対策

① 貸倒引当金計上に係る決算手続の改善及び関連当事者との取引の見直し等

当社及び連結子会社における決算・財務報告に係る業務プロセスの適切性を再確認するとともに、研修等を通じて手続遵守の徹底を図ります。そのうち、貸倒懸念債権の判定及び貸倒見積額の算定に関しては、基準をより明確化するために、当社及び連結子会社の経理に関連する規程・規則・細則の見直しを行います。

当社及び連結子会社が従来行っていた関連当事者との取引については、経済的合理性の観点から見直すこととします。その上で、当社グループの関連当事者との取引を親会社である当社が詳細に把握し、管理するために、当社又は子会社と関連当事者との取引の開始及び取引条件の変更について、当社の取締役会の決議を必要とする等、当社及び子会社の取締役会規則を平成23年12月14日に改訂しております。

また、モニタリングの観点からこれらの取引を当社の取締役会による事前承認を得て行った場合について、随時かつ定期的に、当社の取締役会へ事後報告する規定を整備する等の改訂も行いました。

② 当社グループにおけるルール遵守の徹底

連結子会社において、貸付実行の際に取締役会を開催しない等ルールを逸脱した行為が行われておりました。そのため、役職員のコンプライアンス遵守制度を改善・強化すべく、また、ガバナンス及びリスクマネジメントに関する意識改革を目的として、当社及び連結子会社役職員を対象に階層別・職務別に教育研修を定期的実施してまいります。弁護士・会計士等の外部講師を活用し、年初より研修を実施する予定で準備を行っております。

また、ルールの遵守状況を、当社の役職員である子会社の非常勤取締役あるいは監査役が監視することで、当社グループの役職員のルール遵守の徹底を図ります。

③ 連結子会社から当社に対する業務報告の徹底

子会社管理の強化及び上記のコンプライアンス教育による役職員の意識改革により、連結子会社から当社への業務報告の徹底を図ります。

平成23年12月14日に取締役会において、従前の関係会社管理規程の改訂に加え、子会社に関しては別途子会社管理規程を新設し、従来、義務としていなかった子会社の取締役会議事録及び資料の当社への提出、当社の承認を要する事項の設定、各子会社を管理する当社の管轄部署の明確化、当社が実施する子会社に対する監査の協力義務等事前の確認や事後のモニタリングのための詳細な規定を設けております。

また、当社から子会社への出向社員には、当社の子会社管理規程等を子会社に遵守させる役割を担わせることを明定し、当社への業務報告の徹底を図ります。

これらの遵守状況を、当社の役職員である子会社の非常勤取締役あるいは監査役が監視することで、当社への業務報告が適時・適切に行われることを確保いたします。

④ モニタリングの改善

1) 関連事業部におけるモニタリングの改善

関連事業部の業務内容を見直すべく、上記のとおり、子会社管理規程の新設及び関係会社管理規程の改訂により、両規程に準拠して業務を遂行するように変更しております。

両規程においては、子会社等の収益改善、組織運営等は、当社の各製造部門及び営業部

門等が管轄し、子会社の管理全般を関連事業部が管轄することとしました。例えば、子会社の予算・決算・組織・人事等の当社への報告事項は各製造部門及び営業部門だけでなく、関連事業部へも報告させる等関連事業部へ情報を集約し、管轄部署、関連事業部、経理及び監査部において連携して監視できる環境を構築いたします。

また、関連事業部は前記のとおり子会社の監査業務を行っておりましたが、内部監査の独立性を確保し、内部監査機能強化の観点から、子会社監査業務を平成24年1月より監査部に移管いたします。関連事業部は子会社の経営管理に特化することになります。

2) 経理部におけるモニタリングの改善

経理部においては、今回の問題に対するモニタリング機能を発揮できなかったことを反省し、後記のコンプライアンス研修や会計基準等に関する研修に加えて、当社グループの経理部員を対象に会計面での他部門へのモニタリングの重要性を再認識させるべく研修を実施いたします。また、後記する財務及び会計の知見を有する社外取締役及び常勤監査役を選定し、経理部に対するモニタリング強化を図ります。

なお、経理部は、これまで四国本社に配置しておりましたが、財務部と合わせて東京本社へ移転いたします。管理部門及び内部統制部を含む内部監査部門を東京に集約し、緊密に連携できる環境整備を行います。

3) 監査役によるモニタリングの改善及び内部監査機能の強化

i) 重要事項の監査役への報告の徹底

前記のとおり、管理部門を東京に集約するだけでなく、これまで四国本社に常駐していた常勤監査役を東京本社に常駐させることとし、管理部門と監査役との連携を更に強化していきます。これにより、取締役の職務執行に関する重要事項が監査役に漏れなく伝達される環境を整備いたします。

関連事業部に集約されている子会社に関する情報や各管理部門が収集した情報の中で、監査役に報告すべき重要事項を適時に監査役へ提供するとともに、当社グループの役職員へのコンプライアンス教育を通じて、重要事項の監査役への報告の徹底を図ります。

なお、平成24年3月期決算においては、関連当事者取引を重点監査項目として実施いたします。

ii) 監査役の構成の見直し

調査報告書において、財務及び会計からの視点での監査を行う監査役が存在しなかったと指摘されており、監査役監査の強化の観点から、当該分野に知見を有する常勤監査役候補者を次回定時株主総会までに選定すべく、社外からの招聘も含めて人選を進めております。この点は、監査役会の要請でもあります。なお、新たな監査役には

独立役員の要件を満たした人物を選任する予定です。

また、同様に調査報告書において経理部による監査役への情報提供上の問題点を指摘されました。財務及び会計に知見を有する監査役が存在することで経理部との連携が改善すると考えております。

iii) 監査役室の設置及び内部監査部門の組織変更

従来は、監査役の補助業務は内部監査部門の者が随時、監査役の指示の下にサポートしておりましたが、監査役会の要請に基づき、専任の監査役の補助使用人を配置するため監査役室を設置し、専任の従業員を配置して監査役監査の強化を図ります。

更に、前記のとおり関連事業部で行っていた関係会社への内部監査業務を平成 24 年 1 月に監査部に移管することで、関係会社監査の独立性を高めます。

(2) 元会長への貸付金に関する訂正が生じた背景事情の対策

① 役職員の意識改革及び連結子会社の株主構成の再編

当社グループの役職員に、より一層、上場企業の役職員としての意識を醸成するため、上場企業としてのコーポレートガバナンスのあり方についての研修を平成 24 年 1 月に実施する予定です。

また、現況の連結子会社の株主構成は、当社のコーポレートガバナンス上は必ずしも望ましいとは言えないため、当社として一定の連結子会社については創業家の保有する株式を買い取り、当社がこれらの会社の 50%超の株主となることについて既に申し入れを行い、交渉中です。

このような株式の買い取りは、対象会社、株式数、株価等の重要な取引条件について両当事者の合意を要する困難な作業ではありますが、当社は粘り強く交渉を行う所存です。交渉継続中は、連結子会社の株主の議決権について、創業家が従来と同じく当社の意向に沿って議決権を行使することについても合意を得るべく、既に創業家と交渉を開始しており、成果が得られるものと期待しております。

② 取締役間の相互監視機能の強化 — 社外取締役の招聘

社内取締役の業務執行に対するモニタリングの強化ならびに経営の透明性確保のために、次回の定時株主総会までに社外取締役の候補者を選定すべく、人選を進めております。候補者は複数名を予定しており、うち 1 名以上は財務及び会計の知見を有する人物の選定を検討しております。

③ 内部通報制度の報告経路の改善

当社グループで運用を行っている内部通報制度の更なる利用促進のため、外部の通報窓口を設け、平成 23 年 12 月より運用を開始しました。また、経営者不正等への効果的対応の

観点から、内部通報が行われた場合の調査・是正等は、当社の監査役会を構成する監査役が行うものとしたしました。加えて、当社グループ役職員に利用方法や通報者保護制度等の研修を実施し周知徹底を図ります。

なお、内部通報制度の改善に伴う諸規程の整備を行い、平成 23 年 12 月 14 日に取締役会において承認いたしました。

④ コンプライアンス意識の向上及び不正の防止・発見体制の改善

前記のコンプライアンス教育による役職員の意識改革に加え、リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、不正の未然防止あるいは早期発見のための体制を改善し、当社グループの役職員のコンプライアンス及びリスクに対する意識の向上を図ります。

平成 20 年 3 月より、当社では「コンプライアンス委員会」を設置し、その下に 7 部会を設けて運営を続けてきました。

翌平成 21 年 11 月には、コンプライアンス委員会の機能を更に強化するため、「経理・財務」「総務・倫理」「環境」「災害」の 4 分野に関する小委員会をそれぞれ設置し、各部門・関係会社におけるコンプライアンス体制を小委員会にて分野別に個別管理してきました。

今回、不正を未然に防止あるいは早期発見するための体制及び機能を見直した結果、平成 24 年 1 月 1 日付で従来の「コンプライアンス委員会」を役員 5 名からなる「リスク管理・コンプライアンス委員会」に改組し、以下の観点から、同委員会の役割・機能を強化します。

- ・ 不正リスクの網羅的な識別・評価
- ・ 不正リスク及び対応策の一元的管理
- ・ 不正リスクの重要性に応じた対応策の選択

「リスク管理・コンプライアンス委員会」の委員には、次回の定時株主総会にて選任予定の社外取締役を加えることで、第三者の視点から当社グループの不正リスク管理体制をチェックいたします。なお、当社の代表取締役社長が当委員会の委員長を務めます。

(3) 社内調査結果に基づく関連当事者との取引の訂正の対策

関連当事者との取引の記載誤り、記載漏れが生じないように後記のとおり、子会社を含む企業グループの経理部員の会計・経理関連知識と理解度の向上のため、会計基準等の研修や勉強会を充実させます。また、この研修等を通じて、会計の重要性の意識向上を図ります。

また、関連当事者との取引について、実際取引額で記載すること及び漏れないか確認することをマニュアル等に明文化いたします。

(4) 監査法人からの指摘に基づく訂正の対策

当社はこれまで会計基準で明確となっていない会計処理につき、監査法人へ報告し、理解を得て会計処理を行ってまいりました。この結果、監査法人の見解に依存し、当社自らが会計基準に則っているかどうかという判断を怠っていたと考えております。財務諸表の作成責

任は一義的には当社にあることに今一度立ち返り、以下の改善措置を実行します。

① 共通の対策

過年度の決算訂正に至った各項目の対策は以下の2点に集約されます。

1) 経理関連規程類の全面見直し

今回、監査法人に指摘された事項に係る規程、規則、マニュアル、ガイドライン、チェックリスト等の細則は当然として、監査法人に指摘されていない部分も含め、経理関連規程類が一般に公正妥当と認められた会計基準に適合するものであるか全面的に見直します。また、会計処理の際に判断を伴う事項については、これまでも判断基準を規定しておりましたが、漏れがないか再度見直すこととします。

2) 会計・経理関連知識と理解度の向上

当社はこれまで経理部を含め、人事ローテーションを行い、従業員に多くの業務を経験させてまいりました。このため、経理業務を長期間担当する専門家の育成が不十分であった可能性があります。経理業務の専門家の育成のため、例えば、当社の経理部から子会社の経理部への異動等人事ローテーションに工夫が必要であると考えております。

また、子会社を含む企業グループにおいて、会計及び経理に関する研修及び勉強会を実施しておりますが、決算手続等手続面に重点が置かれ、会計基準自体の研修や勉強会については重要な会計基準の新設又は改訂時を除き、開催頻度が多くなかったことも原因の一つであると考えております。定期的な会計基準等の研修又は勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めてまいります。

② 繰延税金資産の計上額の訂正

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、会社区分の判定基準について、厳格なルールをマニュアル等において明文化する予定です。

③ 固定資産売却取引の取消し

会計基準で明確になっていない会計処理や判断を伴う事象等につき、監査法人の見解に依存する体質を改め、当社自ら理論構築した上で厳格な会計処理を行うことを経理部員へ浸透させるため、上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、経理に関するマニュアル等において、関係会社間の土地・設備等の売却を行う場合には、売却側が買主から賃借していないか確認すること、賃借している場合には、監査委員会報告第27号「関係会社間の取引にかかる土地・設備等の売却益の計上についての監査上

の取扱い」の趣旨を十分に理解した上で、厳格に、同委員会報告が規定する7つの観点から総合的に判断することを明定いたします。

④ 非上場関係会社株式の減損損失の計上

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、有価証券管理規則の該当箇所を厳格な会計処理を行うべく、見直す予定であります。

さらに、社外取締役及び監査役に財務及び会計に知見を有する人物を招聘することで経理業務の監視強化を図ります。

⑤ 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、関係会社株式の減損処理を行った場合には、貸付金の回収可能性及び債務保証等の履行可能性の検討も同時に実施しなければならない旨に関連するマニュアル等に明文化いたします。

⑥ 子会社における固定資産の減損

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、厳格な会計処理を行うべく、固定資産の減損の兆候の判定及び測定のルールについて、マニュアル等を見直す予定であります。

2. 平成24年5月訂正に係る改善措置

(1) 共通の対策

① 経理関連規程類の全面見直し及び会計処理の適正性の確認

全面的に見直した経理関連規程類は、決算時に使用しているマニュアルやチェックリスト等も含んでおり、それに基づき、平成24年3月期の決算作業において、過去の会計処理を点検いたしました。

今後も継続的、定期的に経理関連規程類を見直し、適正な財務諸表を作成する体制を構築してまいります。

② 会計・経理関連知識と理解度の向上

経理部員の人材育成のために、関係会社を含む経理、計画予算、財務、監査部門の範囲でジョブ・ローテーションを行い、会計・税務・内部統制（J-SOX 業務）の知識を長期にわたって習得できるようにすることで、会計、税務、内部統制の法改正への対応も適切に

できるようにする方針へと変更しております。また、公認会計士又は税理士資格を有する専門職を積極的に採用していく方針です。

教育研修については、経理部内で平成 23 年 12 月訂正の内容を共有する勉強会を実施した以外は、決算作業の影響により、開始が大幅に遅れております。6 月より、外部機関による研修を開始する予定です。研修前に経理財務スキル検定（FASS）に準拠した予備調査を実施し、当社グループの経理部員の知識を事前に測定してもらった上で、その結果を研修内容に反映してもらう計画です。

(2) 債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正の対策

勘定科目決算手続チェックリスト（投融資の評価）において、財政状態の評価の際に使用する関係会社の債務超過額は、関係会社取引相殺消去後を考慮して算定しているか確認するよう明記し、当該チェックリストに基づく運用を徹底いたします。

(3) 固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正の対策

1. 平成 23 年 12 月訂正に係る改善措置(4) ③に記載のとおりであります。

(4) 為替換算調整勘定の計上額の訂正の対策

平成 24 年 5 月訂正の際の点検により、既に存在しない、あるいは連結対象外となった会社に係る貸借対照表項目について残高は残っておりません。万が一、今後上記と同様の会社が発生する可能性に備えて、連結決算チェックリストにおいて、連結除外等がある場合は適切に仕訳が入力されていることを確認することにいたしました。

(5) 少数株主持分等の計上額の訂正の対策

連結会計用ソフトウェアの仕組みや設定等についての理解を深めるために勉強会を行います。

平成 24 年 5 月訂正の際の点検により、既に存在しない、あるいは連結対象外となった会社に係る貸借対照表項目について残高は残っておりません。万が一、今後上記と同様の会社が発生する可能性に備えて、連結決算チェックリストにおいて、連結除外等がある場合は適切に仕訳が入力されていることを確認することにいたしました。

また、同チェックリストにおいて、少数株主持分残高の分析表を用いて、連結子会社が保有する当社株式等の配当金の内部取引等から少数株主持分計算が行われていないことを確認することとしております。

(6) 連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正の対策

当社の連結財務諸表作成規則の改訂により、対応しております。また、連結仕訳別決算手続においても未実現損失のうち回収不能部分については消去しないことを明文化してお

ります。

第2-3 改善措置の実施スケジュール

改善措置については、別紙5「改善措置の実施スケジュール」に沿って実施いたします。

改善措置項目につきましては、実効的な運用を速やかに実施し、その効果を検証しながら着実に進めてまいります。

第2-4 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの当社の不祥事に端を発して、過去に開示しておりました過年度の決算公表数値が不適切な情報開示となり、株主、投資家並びに各関係者にご迷惑をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果になったことにつきまして、上場企業としての重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本件の事態を重大に受け止め、既に関係役員の厳正な処分を行いました。今後は、二度とこのような不適切な情報開示を行うことのないように、再発防止策を確実に実行し、当社グループ全体として関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存です。

以上

改善報告書

平成23年12月29日

改訂 平成24年5月25日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

大王製紙株式会社

代表取締役社長 佐光 正義

このたびの過年度決算短信及び有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下、「過年度決算短信等」という。）の一部訂正の件について、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

当社は、平成23年12月に、平成19年3月期第1四半期から平成24年3月期第1四半期までの過年度決算短信等の一部訂正（以下、「平成23年12月訂正」という。）を行い、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を平成23年12月29日に提出いたしました。

その後、当社は、改善措置を進める過程で、過年度の会計処理に誤りがあることが判明したため、平成24年5月において、平成19年3月期第1四半期から平成24年3月期第3四半期までの過年度決算短信等の再訂正（以下、「平成24年5月訂正」という。）を行いました。

本日、平成24年5月訂正の経緯及び改善措置を追加した改善報告書を再提出いたします。

当社は、本件の事態を重大に受け止め、今後は、二度とこのような不適切な情報開示を行うことのないように、改善措置を確実に実行し、当社グループ全体として関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存です。

注：平成23年12月29日付改善報告書からの改訂箇所には、下線 を付して表示しております。

第1 経緯

第1-1 平成23年12月訂正に係る経緯

1. 過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

平成23年9月7日に、連結子会社（以下、「連結子会社」「子会社」「関連会社」「関係会社」は、平成23年12月29日改善報告書提出時における当社との関係を表す。）である赤平製紙株式会社（以下、「株式会社」を省略する。）から当社関連事業部宛に、「9月2日に

会長の個人口座に3億円を振り込んだ」とのメールが届いたのを受け、社内調査を行ったところ、同社を含めて計7社（以下、「7社」という。）の連結子会社が平成23年9月16日に取締役を辞任した井川意高元会長（以下、「元会長」という。）個人へ貸付を行っており、エリエール商工経由分の約4億円を含めて約59億円の貸付金残高があることが判明いたしました。

これを受けて、当社は元会長に対する貸付内容、貸付金の使途等を解明するために、専門的かつ客観的な見地からの調査及び、事実関係の正確な把握、責任の所在の特定、再発防止策や今後のコンプライアンス、ガバナンス等に関する提言が必要であると判断し、同日（平成23年9月16日）付で、構成メンバー5名のうち過半数を外部の調査委員とする「大王製紙株式会社元会長への貸付金問題に関する特別調査委員会」（以下、「特別調査委員会」という。）を設置いたしました。

この時点では、元会長への貸付金については、本人及び親族から関係会社等の株式による弁済の申し出を受けており、本人らの評価額によれば全額返済は可能であると考え、当社及び関係した子会社の損益に与える影響はないと考えておりました。

特別調査委員会が13回開催された後、当社は、平成23年10月27日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、当社において今後の対応を検討した結果、既に提出している過年度決算短信等に関しても、その記載内容の訂正の可否を検討する必要があると認識いたしました。

訂正の可否を検討するために、後記する株式価値評価及び関連当事者取引の誤記載に関する社内調査を主とする作業を実施し、平成23年12月14日に過年度決算短信等の訂正を行うことを開示いたしました。

一方で、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下、「監査法人」という。）においても当社の過年度決算について調査しておりましたところ、平成23年12月2日、監査法人から、繰延税金資産の計上額の訂正、固定資産売却取引の取消し、非上場関係会社株式の減損損失の計上、関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上の4項目について、さらに、平成23年12月7日には子会社における固定資産の減損について、過年度の会計処理に誤りがある旨の指摘を受けました。これらの事項はいずれも元会長への貸付とは無関係であります。指摘を受けた事項について当社が調査したところ、監査法人に指摘されたとおりの誤りがあることを当社においても認識し、訂正が必要であると判断しましたので、上記の開示の2日前である平成23年12月12日に過年度に遡って関係する過年度決算短信等を訂正することとし、開示いたしました。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

2-1 特別調査委員会による調査

(1) 特別調査委員会の設立

元会長への貸付の発覚を受けて、当社では、元会長に対する貸付内容、貸付金の使途等を

解明するために、専門的かつ客観的な見地から調査及び事実関係の把握を行うことを目的として、平成23年9月16日に特別調査委員会を設置いたしました。調査委員の構成は以下のとおりです。

委員長	弁護士	奥平	哲彦
委員	弁護士	上林	博
委員	弁護士	山崎	克之
委員	当社社外監査役	越智	俊典
委員	当社常務取締役	阿達	敏洋

公平かつ透明性のある調査を行うために、委員長を外部の弁護士とした他、全委員5名のうち過半数を外部の委員で構成いたしました。これらの委員の選定に際しましては、平成22年7月15日付日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成22年12月17日改定)における「第三者委員会の中立、独立性についての指針」を参考にいたしました。

なお、当委員会には、委員の活動を補助するため、社外の弁護士3名と社員8名からなる調査委員会事務局を置きました。

(2) 特別調査委員会による調査の目的

特別調査委員会による調査の目的は以下のとおりです。

- ① 本件貸付、大王製紙関係者の行動に関する事実の把握
- ② 本件貸付が行われ、かつ早期に発見・防止されなかった原因の分析・評価
(コンプライアンス・ガバナンス上の問題の検討を含む)
- ③ 当社関係者の責任及び損害の回復に関する意見表明
- ④ 本件貸付に対する当面の大王製紙の対応、今後のコンプライアンス・ガバナンス上の問題を含む再発の防止体制に関する提言

(3) 特別調査委員会による調査の実施方法

平成23年9月16日から同年10月27日まで、本件に関する各種資料を精査し、関係者に対するヒアリングを行い、随時委員会(全13回)を開催して、調査、調査結果の検討及び報告書の取り纏めを行いました。

(4) 特別調査委員会による調査結果の概要

① 貸付の内容

当社の連結子会社37社のうち7社において、当時7社の代表取締役でもあった元会長個人に対し貸付金として会社資金が支出されていたことが確認されました。7社からの貸付は、

平成 22 年 5 月 12 日から平成 23 年 9 月 6 日までの間に、合計 26 回にわたりなされ、その合計は 10,680 百万円に上りました。このうち 3 社からエリエール商工宛に振り込まれた合計 2,250 百万円については、実態はエリエール商工を経由した元会長個人への貸付であったと認定されました。

いずれの貸付についても、事前に元会長が 7 社の常勤役員に電話で指示し、元会長が指定する銀行預金口座に指定金額を送金させたものでした。その一部の役員に対しては、口外しないよう明言して口止めをしていました。指示を受けた役員の大半は、元会長の個人的用途に用いられるものとの理解で、用途を質すことすらせず、経理担当者らに指示して、指定口座への自社資金の振込を実行しました。これらの貸付は、事前に取締役会に諮られることなく、すべて無担保で実行されました。7 社の当該役員のうち、本件発覚の直前に貸付を行った 3 社を除いて、親会社である当社に貸付の事実を速やかに報告いたしませんでした。

② 貸付金の返済状況

貸付金 10,680 百万円に対して、返済額は合計 4,750 百万円（うち 1,850 百万円はエリエール商工経由分）であり、その内訳は、現金 1,807 百万円、及び連結子会社の株式ならびにファミリー企業と考えられるエリエール総業の株式を貸主の 3 社が購入し、その購入代金を貸付残金に充てる方法による 2,943 百万円でした。後者については実質的には他社株式による代物弁済といえ、その株式の購入額は、時価純資産価額方式により決定されていました。

上記返済の結果、未返済元金は 7 社合計で 5,930 百万円ですが、未返済分については、その返済時期、金額、方法等についての確実な見通しはついておらず、その返済は現金でなされるのが原則ですが、元会長から大王製紙グループ会社 12 銘柄の株式が、井川高雄元顧問（以下、「元顧問」という。）から 30 銘柄の株式（時価純資産価額方式による評価で約 8,000 百万円余りになると元会長は主張していました。）が事実上の担保として預けられるに留まっていました。

2-2 特別調査委員会の調査結果を受けた当社の対応

特別調査委員会の調査結果を受けて、本件が平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算に与える影響を精査し、過年度決算短信等について記載内容の訂正の要否を検討するために、元会長への貸付金の回収交渉を進めるとともに、譲渡担保権設定された元会長の所有する関係会社株式の株式価値評価を行いました。

(1) 元会長への貸付金のその後の回収状況

平成 23 年 10 月 28 日付プレスリリースにてお知らせしましたとおり、特別調査委員会の調査終了時点において、当社は連結子会社が元会長から購入した株式の購入額の相当性を検討することとしており、その結果によっては元会長に対する貸付金残高が変動する可能性が

ありましたが、後記のとおり、元会長からの購入額は妥当であることが確認され、貸付金残高が変動することはないことが判明いたしました。

また、平成 23 年 12 月 6 日、連結子会社 7 社と元会長との間で、連結子会社 7 社の元会長に対する貸付金債権を担保するため、当社が預かっておりました元会長の所有する関係会社 11 社の株式について譲渡担保権設定契約を締結いたしました。当該譲渡担保権設定契約上、元会長に対する貸付金債権の弁済期日は平成 24 年 3 月 31 日とされておりましたが、同日までに元会長から 593 百万円弁済されたことから、弁済期日を平成 24 年 6 月 20 日まで延長しております。同日までに元会長から残金である 5,337 百万円を弁済されない場合は、譲渡担保権を行使することにより回収を図ります。

なお、当社は、元顧問からも関係会社 30 社の株式を預かっておりましたが、元顧問の所有する株式について譲渡担保権を設定することについては元顧問と合意できませんでしたので、元顧問の所有する株式については返還しております。

(2) 第三者による評価を踏まえた当社の株式価値評価

譲渡担保権の対象となっている株式については、当社と利害関係のない会計の専門家である KPMG FAS に評価を依頼いたしました。当該評価結果を踏まえ、当社は譲渡担保権の対象となっている株式について、その価値を 1,456 百万円と判断いたしました。

2-3 元会長への貸付金に関する訂正

(1) 元会長の辞任に伴う連結子会社の範囲の変更の有無

当社の連結子会社には、元顧問、元会長及びその親族、並びにそのファミリー企業がその発行済株式の過半数を有しているものが多く存在しました。そこで、当社は、元会長の辞任等に伴い、連結子会社の範囲の変更が必要かどうかについて検討いたしました。

その結果、平成 24 年 3 月期第 2 四半期については、元会長が平成 23 年 9 月 16 日に辞任したものの、平成 24 年 3 月期第 1 四半期以降、連結子会社との関係において連結に影響を与え得る資本関係の変動その他の事情はなく、従来の連結 37 社が連結子会社であることに変更はないと判断いたしました。また、元顧問についても平成 23 年 10 月 28 日まで在籍しており、財務諸表等規則に定める「自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」及び「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」に該当すると認められますので、連結範囲の変更への影響はありませんでした。

なお、平成 23 年 4 月に連結子会社が元会長らのファミリー企業の株式を購入したことによる、当該ファミリー企業の連結子会社又は関連会社該当性につきましては、検討の結果、当社は当該ファミリー企業の財務又は事業の方針の決定を支配しておらず、当社の子会社に該当しないと判断いたしましたので、連結の範囲にも含まれないと判断いたしました。

また、当社は、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該ファミリー企業の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えておらず、当社の関連会社に該当しない

と判断いたしましたので、持分法を適用いたしませんでした。

したがって、平成 24 年 3 月期の第 1 四半期及び第 2 四半期の連結子会社の範囲は、平成 23 年 3 月期末から変更ありませんでした。

(2) 元会長に対する貸付金に係る貸倒引当金の計上

連結子会社の元会長に対する貸付金残高について、当社の認識にしたがって 5,930 百万円としたうえで、連結子会社が元会長から購入した株式の評価によっては変動する可能性があります。弁護士の意見も踏まえて検討しましたが、当該株式の購入は法的に有効に行われており、また、購入した株式についての KPMG FAS による評価結果を踏まえ当社で判断した価値によっても、元会長からの購入額は妥当であることが確認されました。そのため、元会長から購入した株式の評価額によって貸付金残高が変動することはなく、元会長に対する貸付金残高は、平成 23 年 9 月末日現在で 5,930 百万円となりました。

当社が、元会長の弁済能力について元会長に照会しましたところ、元会長からは、上記の譲渡担保権の対象となっている株式以外には、弁済のための資力はないとの回答が得られました。回収の努力は今後も続けるものの、回収可能性が不確実であるため、元会長の弁済可能額は、上記の譲渡担保権の設定を受けた株式の評価額に限られると判断し、平成 24 年 3 月期第 2 四半期末において、同第 2 四半期末現在の貸付金残高 5,930 百万円から、譲渡担保権の設定を受けた株式の評価額 1,456 百万円を除いた 4,474 百万円について貸倒引当金として計上しました。

また、平成 22 年 5 月 12 日に行われた元会長に対する最初の貸付以降の各決算期における貸倒引当金の計上の要否につきましては、平成 24 年 3 月期第 1 四半期を除き、各四半期後に元会長からなされた現金及び株式売却代金による弁済、並びに上記の譲渡担保権の設定された株式の評価額から認められる元会長の弁済可能額が、各四半期末における元会長の貸付金残高を上回っておりませんでしたので、これらの各四半期においては元会長に対する貸付金について貸倒引当金は計上いたしませんでした。ただし、平成 24 年 3 月期第 1 四半期末においては、元会長に対する貸付金残高が元会長の弁済可能額を上回ると認められたため、その差額である 1,331 百万円の貸倒引当金を計上することといたしました。

以上の貸倒引当金計上の結果、平成 24 年 3 月期第 1 四半期において 214 百万円の当期純利益が減少し、第 2 四半期では 1,011 百万円の当期純利益が減少する影響が生じました。

(3) 関連当事者との取引に係る記載の訂正

平成 23 年 3 月期の有価証券報告書において関連当事者との取引として記載しました、当社連結子会社からエリエール商工に対する貸付金 2,250 百万円につきましては、特別調査委員会の調査結果のとおり、同社に貸し付けられた直後にその全額が元会長個人の預金口座に振り込まれており、実質的には元会長への貸付であったことが確認されました。そのため、平成 23 年 3 月期の有価証券報告書の関連当事者との取引についての記載を訂正し、エリエ

ール商工に対する貸付については、実質的に元会長への貸付である旨を注記いたしました。

2-4 社内調査結果に基づく関連当事者取引に係る記載の訂正

当社において、過年度決算における関連当事者取引について調査しておりましたところ、平成21年3月期以降の有価証券報告書における関連当事者であるエリエールリゾーツゴルフクラブ、エリエール商工及び大王商工（以下、「本件3関連当事者」という。）と当社連結子会社間の取引につき、有価証券報告書に記載している取引金額は、調査の結果確認した取引額及び口銭額（売買の仲介手数料）と乖離していることが判明しました。

関連当事者との取引としましては、当社の連結子会社間の取引に本件3関連当事者が代理店等として関与して口銭を得る取引がありますが、かかる取引における口銭額につきましては、エリエールリゾーツゴルフクラブの仕入高及び売上高から推計した口銭率であり、また一般的に妥当とみなされる0.5%の口銭率を一律に適用して算出した概算額を、本件3関連当事者との取引額として、平成21年3月期以降の有価証券報告書において開示してきました（なお、平成21年3月期においては、エリエール商工及び大王商工の概算の口銭額が、開示基準である10百万円を大きく超える金額でなかったことから、開示しませんでした。）。

過年度の財務諸表について再検証する過程で、本件3関連当事者を含む関連当事者との取引については確認した実額を記載するべきと判断し、平成22年3月期のエリエール商工及び大王商工に関する口銭額も再検討したところ、10百万円を大きく超えることが確認されましたので、両社との取引についても追記する訂正を行いました。

既に記載済みであった平成19年3月期、平成20年3月期の当社とエリエール商工との原材料仕入取引の取引額についても、平成21年3月期以降の記載内容に合わせるため、正味の仕入額と口銭額に区分して記載しました（エリエール商工は平成20年2月20日にエリエール総業に社名変更し、平成20年4月1日をもってエリエール総業とエリエール商工とエリエールペーパーケミカルに分社しています。）。

また、当社の連結子会社である東京紙パルプインターナショナルは、平成20年から平成22年の間、輸入代理店として、大王商工を通じて関連当事者であるエリエールパッケージング印刷との間で原材料の輸入取引を行っておりましたが、平成21年3月期から平成23年3月期までの有価証券報告書には、この取引についての記載が漏れていることが判明しました。そのため、対象期間における有価証券報告書について、当該取引を大王商工との取引として追記する訂正を行いました。

当社が関連当事者であるエリエールフーズに対して行っていた債務の保証についても、平成20年3月期から平成22年3月期までの有価証券報告書に記載が漏れておりましたので、当該取引を追記する訂正を行いました。

2-5 監査法人からの指摘に基づく訂正

監査法人においても当社の過年度決算について調査しておりましたところ、平成23年12

月 2 日、監査法人から、下記(1)から(4)までの項目について、さらに、平成 23 年 12 月 7 日には下記(5)の項目について、過年度の会計処理の誤りについて指摘を受けました。

指摘を受けた事項を当社が調査したところ、監査法人に指摘されたとおりの誤りがあることを当社においても認識し、訂正が必要であると判断しましたので、過年度に遡って関係する過年度決算短信等を訂正することといたしました。

(1) 繰延税金資産の計上額の訂正

当社は、平成 22 年 3 月期まで、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号（以下、「第 66 号」という）における会社区分 2（業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等）に該当するものとして繰延税金資産を計上しておりました。

しかるところ、当社では、平成 23 年 3 月期決算において税務上の繰越欠損金が発生したことにより、会社区分について、第 66 号における会社区分 3（業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等）、又は会社区分 4（重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等）のいずれかに変更する必要が生じました。当社としましては、監査法人の意見に従い、会社区分 4 における「重要な税務上の繰越欠損金」とは 5 年以内に回収できる見込みがない場合をいうものと解釈しておりましたところ、当社の繰越欠損金については 5 年以内に回収できる見込みでしたので、当社は会社区分 4 ではなく、会社区分 3 に該当するものと判断しました。そのうえで、会社区分 3 に従い、5 年分の課税所得見積額を繰延税金資産として計上し、監査法人から適正であるとの意見を受けていました。

ところが、平成 23 年 12 月 2 日に当社は監査法人から、当社の最近の毎期の課税所得の水準と比較して、平成 23 年 3 月期の税務上の繰越欠損金の額が多いため、平成 23 年 3 月期の繰越欠損金は「重要な税務上の繰越欠損金」にあたり、当社は 66 号の会社区分 4 に該当すると指摘を受けました。会社区分 4 であれば、翌期の課税所得の見積額（1 年分）を限度として繰延税金資産を計上することになります。当社の計画では平成 24 年 3 月期の通期では課税所得がある見込みとしていましたが、監査法人から、上場有価証券の減損等により課税所得が生じない可能性があるため、5 年分の課税所得見積額の繰延税金資産を取り消すべきであるとの指摘がありました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、当社連結財務諸表上、平成 23 年 3 月期決算において計上していた繰延税金資産約 10,000 百万円を取り消すこととしました。これにより、平成 23 年 3 月期の当期純利益が約 10,000 百万円減少しました。

(2) 固定資産売却取引の取消し

当社では、平成 15 年 3 月期に、倉庫の荷役作業を請け負わせている持分法非適用の関係会社に対し、当社が保有していた倉庫用地を売却し、同期の決算において固定資産売却益

1,472 百万円を計上しました。しかしながら、この取引に関しては、売却代金が延払いであったため所有権留保を行っており所有権の移転登記がなされていないこと、延払いの期間も 30 年という長期であること、及び売却した土地を当社が賃借していること等から、平成 23 年 12 月 2 日に、監査法人から当社に対し、当該取引については実質的に譲渡が実現していなかったとの指摘がなされました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、当該取引の発生時点において売買がなかったものとして、会計上の修正を行うこととしました。その結果、当社連結及び単体財務諸表上、この取引に関して平成 15 年 3 月期に計上した固定資産売却益 1,472 百万円が取り消され、訂正対象初年度(平成 19 年 3 月期)の期首の利益剰余金が同額減少しました。

(3) 非上場関係会社株式の減損損失の計上

当社は平成 20 年 3 月期以降、非上場関係会社株式の減損については、

- ① 子会社株式の 1 株当たり純資産価額が帳簿価額に比べて 50%超低下した場合、損失処理(減損損失)が必要かどうかを検討する。
- ② 損失処理の検討にあたっては、純資産価額が著しく下落した株式について、50%超低下した決算期末から 2 四半期以内に当該子会社が作成した向こう 5 年間の事業計画を考慮し、5 年後の 1 株当たり純資産価額が帳簿価額を上回る場合は、回復見込みがあるものとする。なお、5 年後の 1 株当たり純資産価額が帳簿価額まで回復しないことが判明した場合は、損失処理を行う。
- ③ 新規に債務超過会社等を買収する際は、上記②の 5 年を 20 年とし、損失処理が必要かどうかを検討する。ただし、平成 19 年度末時点で経営権取得後 10 年を経過している子会社株式については、上記②の 5 年を 10 年とし、平成 19 年度末時点で経営権取得後 10 年未満の子会社株式については、上記②の 5 年を 20 年とし、損失処理を行う。
- ④ 子会社の増資を引き受ける場合は、当該子会社が作成した向こう 10 年間の事業計画を考慮し、10 年後の 1 株当たり純資産価額が帳簿価額まで回復する場合は、回復見込みがあるものとする。なお、10 年後の 1 株当たり純資産価額が帳簿価額まで回復しないことが判明した場合は、損失処理を行うとの基準により判断しておりました。

しかしながら、平成 23 年 12 月 2 日に当社は監査法人から、非上場関係会社株式の減損について、回復の判定をするための事業計画の期間を 5 年とし、また、実質価額の回復の程度を帳簿価額までとするというより厳格な基準に基づき、改めて非上場関係会社株式についての減損の判定を行うべきであるとの指摘を受けました。当社は、上記指摘により示された基準に従って改めて非上場関係会社株式について減損の判定を行いました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、連結子会社 14 社の株式について、過年度に遡って関係会社株式評価損を計上することとなりました。

これに伴い、当社単体財務諸表上、訂正対象初年度(平成 19 年 3 月期)の期首の利益剰

余金が 6,665 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

なお、減損の対象となるのはすべて連結子会社の株式であるため、単体財務諸表における上記の修正は連結財務諸表上は消去されます。しかしながら、株式の取得時に連結財務諸表においてのれんを計上した子会社の株式についても減損損失を計上することに伴い、連結財務諸表上、のれんの減損損失を計上しました。その結果、当社連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 4,323 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

さらに、当該減損損失を計上したのれんの償却費についても、のれんの減損処理を過年度に遡って実施したものとして修正しました。その結果、当社連結財務諸表上、訂正対象の各年度の営業損益、経常損益及び純損益をそれぞれ修正しました。

(4) 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上

当社は、関係会社に対する貸付金の回収可能性、及び債務保証の履行可能性の判断に関しては、当該関係会社の株式の減損損失を計上した場合でも、関係会社の事業は引き続き継続するので回収可能性があると判断し、貸倒引当金及び債務保証損失引当金を計上しておりませんでした。

平成 23 年 12 月 2 日に、当社は監査法人から、関係会社株式の減損処理が必要な状態に陥っている場合には、融資及び債務保証についてもその回収可能性や履行可能性を踏まえ、引当金の計上の可否を検討し、かつ、当該関係会社が債務超過に陥っている場合には、債務超過の解消が確実に見込まれる場合を除き、債務超過額について引当金を計上するべきであるとの指摘を受けました。

当社は、平成 23 年 3 月期末時点において債務超過となっている関係会社について引当金の計上の可否を検討しました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、連結子会社 14 社について貸倒引当金又は債務保証損失引当金を事業損失引当金として過年度に遡及して計上することとしました。これに伴い、当社単体財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 11,954 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

なお、事業損失引当金の計上の対象となる関係会社はすべて連結子会社であったため、単体財務諸表における上記の修正は連結財務諸表上は消去されます。

しかしながら、連結子会社である末広印刷が保有するスエヒログラフィックーツ（非連結子会社）の株式の減損損失の計上、及び同社への貸付金に対する事業損失引当金の計上により、当社連結財務諸表上も、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 68 百万円減少するとともに、訂正対象の各年度の純損益を修正しました。

(5) 子会社における固定資産の減損

当社は平成 23 年 3 月期決算において、連結子会社であるダイオーエンジニアリング（以

下、「エンジ」という。)の保有する固定資産の簿価として、連結財務諸表上は697百万円を計上しております。監査法人が平成23年12月7日に実施したエンジに対する投融資の評価の検討の結果、同社の純資産が平成20年3月期に取得価額の50%を下回り、平成21年3月期には債務超過に陥っていることが発見されたとして、平成23年12月7日に、監査法人から当社に対し、平成20年3月期においてエンジが保有している固定資産に減損の兆候が生じていたため、同中間期に遡ってエンジが保有する建物等の償却性固定資産の全額を減損損失として計上するべきであるとの指摘がなされました。

当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、平成20年3月期中間期に遡ってエンジが保有する建物等の償却性固定資産の全額を減損損失として計上することとしました。その結果、当社連結財務諸表上、平成20年3月期中間期に遡ってエンジの簿価の全額である697百万円を減損損失として計上し、同中間期、同第3四半期及び通期の純損益が697百万円減少しました。

第1-2 平成24年5月訂正に係る経緯

1. 過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

当社は、平成23年12月訂正が生じた原因を分析し、再発防止のための取組みの一つとして、経理関係規程類の全面見直しや会計・経理関連知識と理解度の向上のための研修・勉強会の実施等を進めております。加えて、平成24年3月期第3四半期及び同第4四半期における連結範囲の見直しに伴い、専門知識を持った外部会計事務所の協力を得て、資本連結手続の遡及的検証及び決算手続の改善も進めました結果、後記する債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正、固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正、為替換算調整勘定の計上額の訂正、少数株主持分等の計上額の訂正、連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正の5項目について、過年度の会計処理に誤りがあることが判明いたしました。これらの会計処理は過去に適正と判断しておりましたが、会計基準に基づいて再度検討し、過年度の会計処理を訂正すべきであると判断したため、監査法人とも協議し、過年度に遡って関係する過年度決算短信等を訂正することとし、平成24年5月16日に開示いたしました。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

2-1 連結の範囲の変更

前記のとおり、当社グループは、平成24年3月期第2四半期まで、当社および連結子会社37社で構成されておりました。当該連結子会社の中には、元顧問、元会長及び親族、並びにファミリー企業が議決権の過半数を所有している会社が多く存在しておりました。この点について、平成24年3月期第1四半期までは元顧問及び元会長が当社に在籍していたことから、創業家一族が所有するこれらの会社の議決権を、財務諸表等規則に規定する「自己の意志と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」及び「自己の意志と同一の内容の

議決権を行使することに同意している者」が所有する議決権であるとして、当社の連結子会社の範囲を決定しておりました。また、平成24年3月期第2四半期については、連結子会社との関係において連結範囲に影響を与え得る資本関係の変動その他の事情はなく、また、元顧問も平成23年10月28日まで在籍していたことなどから、連結範囲の変更はありませんでした。

その後、平成24年1月14日付及び平成24年1月27日付「子会社の異動に関するお知らせ」において公表しましたとおり、平成24年3月期第3四半期中に元顧問が当社に在籍しなくなったこと、創業家一族が保有する連結子会社の株式は、当社による買収交渉を含む資本関係の整理に向けた交渉の最中であることを勘案した結果、当社元顧問及び一部親族、並びに大王商工、エリエール総業等の一部ファミリー企業は、財務諸表等規則に規定する「自己の意志と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」及び「自己の意志と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」とはいえないと判断いたしました。そのうえで、従来連結子会社としていた37社それぞれについて子会社に該当するか否かを改めて検討した結果、平成24年3月期第3四半期については、23社を持分法適用関連会社へ、1社を持分法適用関連会社の子会社へ、5社を連結対象外へと変更し、連結子会社は8社となりました。

また、平成24年2月3日付「当社関連会社からの株式取得に伴う子会社の異動に関するお知らせ」において公表しましたとおり、創業家一族との交渉を踏まえ、また、平成24年3月期末を控え、可及的に速やかに当社グループのコーポレートガバナンスを改善するため、持分法適用関連会社4社の株式及び連結から外れた会社2社の株式を、持分法適用関連会社7社及び持分法適用関連会社の子会社1社からそれぞれ譲り受けた結果、平成24年3月期においては、連結子会社19社、持分法適用関連会社17社、及び連結から外れる会社1社となりました。

2-2 社内調査結果に基づく訂正

平成23年12月訂正の対策として、経理関連規程類の全面見直しを実施しております。その中で連結決算手続の中に新たな確認項目を追加し、平成24年3月期決算において、過去の会計処理にまで検証範囲を広げ、網羅的な検証を行いました。

上記のとおり、連結の範囲を変更したことから、特に重点的に資本連結への影響等の詳細を確認した結果、下記の5項目について、過年度の会計処理の誤りが判明しました。これらの項目について監査法人とも協議を行った結果、訂正が必要であると判断しましたので、過年度の決算を訂正することにいたしました。

(1) 債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正

当社は、平成23年12月12日付プレスリリース「監査法人による過年度決算調査の過程において指摘された事項に基づく過年度有価証券報告書、決算短信等の訂正に関するお知らせ

せ」にて開示しましたとおり、関係会社が債務超過に陥っている場合には、債務超過の解消が確実に見込まれる場合を除き、当社において当該債務超過額を引当金として計上しております。

当社において事業損失引当金を計上した関係会社のうち1社について、債務超過額に誤りがあったことから、当社が過年度に計上した事業損失引当金の計上額も誤っていることが判明しました。そのため、過年度に遡って事業損失引当金の計上額の訂正を行うこととしました。これに伴い、当社個別財務諸表上、訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金が892百万円増加します（平成23年3月期末の利益剰余金は1,498百万円の増加）。

なお、事業損失引当金の計上額の訂正の対象となる関係会社は連結子会社であるため、個別財務諸表における上記の訂正は、連結財務諸表上は消去されます。

(2) 固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正

平成23年12月訂正時に関係会社間の固定資産売買取引の取消しを行いました。会計処理の検証対象期間をさらに遡って拡大して調査した結果、同様の固定資産売買取引が行われていたことが判明いたしました。

当社は、平成2年3月期から平成5年3月期にかけて、当社が保有していた土地を関係会社に売却し、合計で824百万円の固定資産売却益を計上しておりますが、一部の土地を除き、売却の3年から6年後に当社が当該土地を買い戻していました。そのため、監査法人と当該取引に係る会計上の取扱いについて協議したところ、監査法人から監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」に基づき、当該取引については会計上は譲渡が実現していなかったと判断すべきではないかとの見解が示されました。当社としましては平成23年12月に訂正した固定資産売却取引とは異なり、取引時点で売却代金は回収し、所有権移転登記も行っているため、真正な土地の売買であったと判断しておりました。しかしながら他方で、事実として、当社が3年から6年後に買戻しをしており、また、長年月の経過により売買の目的等を示す当時の資料も既に散逸してしまっていることから保守的に判断し、訂正を行うこととしました。その結果、当社個別財務諸表上、訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金及び純資産が770百万円減少します。なお、固定資産売却取引の対象となる関係会社は連結子会社であったため、個別財務諸表における当該売却益の訂正は連結財務諸表上は消去されることとなります。

また、当該土地のうち一部について、当社が再取得した後に減損処理を行っておりますが、上記売却益の取消しに伴い、減損を行った土地の取得価額が減額され、その結果として当該減損損失の金額が過大となりますので、これを訂正します。この減損損失の金額の訂正の結果、個別財務諸表、連結財務諸表ともに訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金及び純資産が111百万円増加します。

なお、平成23年12月の過年度決算の訂正において、固定資産売却取引の取消しがあり

ましたので、当社では昭和 59 年 3 月期まで遡って固定資産売却取引の検証を行いました、他に同様の取引はありませんでした。

(3) 為替換算調整勘定の計上額の訂正

平成 19 年 3 月期に、当社の連結子会社であったエリエールリゾーツ INC は、その事業の全部を、同社の連結子会社であるエリエールハワイ INC に譲渡し、エリエールリゾーツ INC は清算されました。この清算に伴い生じた 1,004 百万円の為替換算調整勘定借方差額が、平成 20 年 3 月期以降の連結財務諸表に計上されております。平成 24 年 3 月期第 3 四半期においても、同残高が計上されたままとなっていたため、監査法人とあらためて協議したところ、監査法人から為替換算調整勘定に計上した借方差額 1,004 百万円は、本来、利益剰余金に振り替えるべきであったのではないかとの見解が示されました。

計上の理由を示す資料は残っていませんが、エリエールリゾーツ INC の事業が同社の連結子会社であるエリエールハワイ INC に引き継がれたことで、実態としては何も変わっていないため、利益剰余金の変動するのは誤りであると考え、監査法人とも協議の上、為替換算調整勘定で処理したものと推測しています。

今回の監査法人の見解を踏まえ、当社においても訂正するのが相当であると判断しましたので、過年度に遡って訂正を行うこととしました。また今回の調査の過程で、平成 18 年 3 月期において、本来、利益剰余金に振り替えるべきであったエリエールリゾーツ INC の少数株主持分借方残高 1,861 百万円の一部が、上記為替換算調整勘定借方差額に含まれていることが判明しましたので、これについても訂正を行うこととしました。その結果、連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 1,861 百万円減少します（平成 24 年 3 月期第 3 四半期の期末の利益剰余金は 1,004 百万円の減少）。なお、上記訂正は全て純資産の部の勘定科目の訂正となるため、連結財務諸表上の純資産に対する影響はありません。

(4) 少数株主持分等の計上額の訂正

平成 19 年 3 月期に、当社の連結子会社が当社の他の連結子会社を吸収合併しましたが、本来、吸収合併の際に取り消すべきであった消滅した連結子会社に係る少数株主持分 519 百万円が取り消されず、吸収合併後も計上されたままとなっております。

また、連結子会社が保有する当社株式の受取配当金の内部取引消去及び債務超過の連結子会社が保有する当社株式の連結貸借対照表計上額についても本来、考慮すべきではない少数株主持分計算がなされておりました。

上記の項目について訂正が必要であると判断しましたので、過年度に遡って少数株主持分等の計上額の訂正を行うこととしました。これに伴い、連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成 19 年 3 月期）の期首の利益剰余金が 482 百万円増加します（平成 24 年 3 月期第 3 四半期の期末の利益剰余金は 109 百万円の増加）。なお、平成 19 年 3 月期以降、平成 24 年 3

月期第2四半期までの上記訂正は、全て純資産の部の勘定科目の訂正となるため、連結財務諸表上の純資産に対する影響はありません。しかしながら、平成24年3月期第3四半期における連結範囲の変更に伴い、少数株主持分等の計上額の訂正に係る連結子会社が持分法適用会社に異動したため、持分法適用会社に係る少数株主持分相当額の訂正に伴う影響として、平成24年3月期第3四半期の期末の純資産は134百万円増加します。

(5) 連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正

平成17年3月期に当社の連結子会社間で土地等の固定資産売買取引が行われ、売却した会社において512百万円の売却損が発生しましたが、この売却損については、連結子会社間の企業結合（営業譲渡）の中で行われたものであり、実態は変わるわけではないと判断したため、未実現損失として消去しました。

しかるところ、会計基準に基づきあらためて見直した結果、当社は訂正するのが相当であると判断しましたので、過年度に遡って訂正を行うこととしました。その結果、連結財務諸表上、訂正対象初年度（平成19年3月期）の期首の利益剰余金及び純資産が512百万円減少します。

第1-3 過年度決算訂正の内容

平成23年12月訂正の経緯及び平成24年5月訂正の経緯に基づき、当社は過年度決算短信等の訂正が必要であると判断し、平成19年3月期第1四半期から平成24年3月期第3四半期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、決算短信、中間決算短信及び四半期決算短信を訂正することといたしました。訂正の内容は、以下の別紙をご参照ください。

- ・別紙 1-1～1-3 「過年度決算内容の訂正に伴う財務諸表への影響額（平成23年12月訂正）」
- ・別紙 2-1～2-3 「過年度決算内容の訂正に伴う財務諸表への影響額（平成24年5月訂正）」
- ・別紙 3-1～3-3 「過年度決算内容の訂正に伴う財務諸表への影響額（合計）」
- ・別紙 4-1～4-8 「関連当事者との取引の訂正（平成23年12月訂正）」

第2 改善措置

第2-1 不適切な情報開示等を行った直接的原因

1. 平成23年12月訂正に係る直接的原因とその背景事情（問題点）

(1) 元会長への貸付金に関する訂正（貸倒引当金計上漏れ及び当該貸付取引に係る関連当事者との取引の誤記載）の直接的原因

① 貸倒引当金計上に係る決算手続上の不備

当社グループのルールにおいては、弁済期限を延長した債権は貸倒懸念債権に分類することになっておりましたが、元会長へ貸付を行った連結子会社は、当該貸付の弁済期限を延長しているにもかかわらず、平成23年3月期及び平成24年3月期第1四半期において、貸

倒懸念債権へ当該貸付債権を区分しておりませんでした。そのため、連結子会社においては貸倒見積高の算定を行っておりませんでした。

当社においては、連結子会社から提出された「貸倒懸念債権の調査表」において当該貸付が貸倒懸念債権に区分されていませんでしたが、別途経理部が貸付時の子会社の取締役会議事録及び金銭消費貸借契約証書入手し、貸倒見積高の検討を実施した結果、元会長から「平成23年9月末までに返済する。」と言われたことや関係会社株式での弁済を受けていることから貸倒引当金の計上は不要と判断しました。

当社グループのルールにおいては、貸倒見積額の算定は、個別に回収可能額を見積もることになっておりました。上記のとおり、連結子会社は債権区分のルール通りの運用を行っておらず、当社も、債権評価ルールどおりに運用を行っておらず、貸倒見積高の算定を具体的に行わなかったため、結果的に貸倒引当金の計上漏れが発生いたしました。

当社グループ各社の株式を大量に保有する元会長（当時社長）への貸付であり、一部の連結子会社は元会長からも「必ず返済する」と回答を得ていたため、弁済能力に疑義を抱かなかったことが、当社及び連結子会社において、上記のような手続を採ってしまった原因であると認識しております。

また、そもそもの根本原因は決算手続面だけにあるのではなく、後記のような背景事情及び、関連当事者であり、かつ、個人である元会長への貸付を回収可能性の検討をしないまま実行してしまったことにあると考えております。また、同様に関連当事者であるエリエール商工を経由して貸付を行っておりますが、関連当事者との取引自体を厳格にチェックする仕組みが脆弱であったと考えております。

当社グループ各社の取締役会規則においては、取締役会決議を必要とする事項等が規定されており、取締役の自己取引について各社の取締役会による承認を必要とする旨を定めておりますが、子会社と取締役等の関連当事者との取引については、当社が関知できない状況で実行することが可能となっております。したがって、今回の元会長への貸付金の問題に関して、当社の取締役会決議を要する等のルールがあれば、貸付実行の防止あるいは早期に発見できた可能性があると考えております。

② 貸付の実行の際の子会社におけるルールの逸脱

元会長へ貸付を行った連結子会社において、関連当事者等へ貸付を行う場合の主な手続は、以下のとおりでした。

- ・ 代表取締役への当事者による取引の申請
- ・ 代表取締役による当該取引の実行可否の判断
- ・ 代表取締役による当社関連事業部への報告及び当社関連事業部による承認
- ・ 代表取締役による当該稟議の決裁
- ・ 取締役会による当該取引の承認
- ・ 金銭消費貸借契約締結後、貸付を実行

- ・取締役において、貸付実行の旨を報告

また、前記のとおり、各社の取締役会規則において、取締役の自己取引について各社の取締役会による承認を必要とする旨を定めておりました。

貸付を行った連結子会社においては、元会長からの指示による貸付であったため、上記の手続どおりに実行せず、関連事業部への報告・承認の省略や、取締役会を開催せずに貸付を実行しておりました。

③ 貸付及び回収遅延の状況の連結子会社から当社に対する業務報告の不備

当社の連結子会社が元会長に貸付を実行した際に、連結子会社（一部の会社を除く）から当社の関連事業部に対して事前及び事後の報告が行われなかったために、当社は当該貸付行為を未然に防止または早期に発見することができませんでした。また、回収遅延の状況が生じているにもかかわらず、連結子会社（一部の会社を除く）から当社の関連事業部や経理部へ報告あるいは相談が行われませんでした。

当該貸付取引の実行が創業家の一人である元会長からの指示であり、元会長により当該貸付取引を口外しないよう明言して口止めされた結果、関係した連結子会社の役職員は従順に指示を受け入れ、報告を行わなかったのではないかと考えております。

④ 貸付及び回収に対するモニタリングの不備

1) 関連事業部におけるモニタリングの不備

関連事業部は、連結子会社の業務の進捗度や関連法規の遵守状況の監査を行うことになっておりました。会計には関知しませんが、連結子会社から詳細な業績が記載された月次実績書が提出され、当該実績書には本件貸付の事実や、関係会社株式の取得による弁済の事実が記載されております。しかし、月次実績書は、日常的に参照するものではなく、何か問い合わせや問題等が生じた場合に調査資料として使用するものでした。関連事業部の業務内容が、有効な子会社管理を実施するための業務内容となっていなかったと認識しております。

また、当社の関係会社管理規程は、子会社に対する管理と関連会社に対する管理を区別することなく、各社の経営の自主性を重んじた緩やかな管理を行う内容になっておりました。このため、当社による、特に子会社に対する監視が連結グループ統治の観点からは非常に脆弱であったと考えております。

2) 経理部におけるモニタリングの不備

経理部においては、連結子会社が元会長とエリエール商工へ貸付を行っている事実を、経理担当取締役が元会長自身より伝えられているにもかかわらず、当社グループのために必要な資金であろうと漠然と推測し、元会長が違法行為をしている可能性に疑いを持たず、他の取締役や監査役への報告を行いませんでした。この結果、元会長に対して貸付の用途等を深く追及することなく、エリエール商工への貸付が実は元会長への貸付であったことを把握で

きず、回収可能性の判断を誤ったものと考えられます。

3) 監査役によるモニタリングの不備

当該貸付の事実及び回収状況は、当該事実を知っていた連結子会社の役職員、関連事業担当取締役、経理担当取締役及び監査法人から当社の監査役へ報告されず、監査役の業務監査においても発見することができませんでした。

当社の監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤の社外監査役3名により構成されておりますが、財務及び会計に相当程度の知見を有する者はおりませんでした。また、監査役は監査業務を行うための補助スタッフを有しておらず、さらに経理部門との連携も十分ではなかったことにより、経理業務に対する深度のある監査を実施できなかったことが、本件の防止及び早期発見を妨げた要因であると考えております。

(2) 元会長への貸付金に関する訂正が生じた背景事情等

① 当社グループの企業風土

元顧問、元会長及び元会長の実弟である関連事業担当取締役（以下、「創業家」という）は、ファミリー企業を通じて当社の大株主であるとともに、創業者以来経営権を継続して掌握し、当社グループを大きく成長させてきました。また、創業家は、個人及びファミリー企業の保有株式によって当社の連結子会社を支配しております。

特別調査委員会の調査報告書にて指摘されているとおり、当社グループの役職員は、これらの会社はすべて創業家のものであると意識し、しかも成功した経営者であったため、彼らには絶対的に服従するという企業風土が根付いており、これが本件発生の基盤となっていると考えられます。

② 当社グループの資本構成

当社は、平成24年3月期第2四半期まで、連結子会社37社（国内35社、海外2社）を有しておりましたが、当社が単独で議決権の過半数を保有している会社は5社にとどまり、残りの32社は、創業家及びそのファミリー企業が直接・間接に議決権の過半数を保有しておりました。

このような資本構成は、当社のコーポレートガバナンス上は必ずしも望ましい状況とは言えず、当社から連結子会社に対する統制が十分に機能し難くなる可能性があると考えております。

③ 取締役による監督機能不全

当社の子会社等を管理する関連事業部を担当する取締役は元会長の実弟であったため、貸付及び回収状況に関して、客観的な見地から元会長に対する監督を行うことができなかったものと考えられます。

また、上記の企業風土等の状況に鑑みると、当該貸付を把握していた経理担当取締役も創業家に対して毅然とした対応を取り、監督機能を十分に働かせることができなかつた可能性も否定することはできません。

④ 内部通報制度の報告経路の不備

当社グループにおいては、内部通報の制度を「企業倫理ホットライン」の名称で運用しておりましたが、当社に係る通報内容は法務・広報課長又は総務課長の元に、子会社に係る通報内容は関連事業部業務監査課長の元に集められた後に、社長に報告される仕組みとなっておりました。

このような報告経路による内部通報制度は、一般従業員や一部の取締役等の不祥事に対しては機能し得るものの、経営トップの不祥事については、役職員が情報を入手しても通報する動機が働かないため、通報窓口としては十分に機能していなかつたものと考えられます。

⑤ コンプライアンス意識の不足

元会長に対する貸付の実行に際して、前記のとおり、当社の子会社において適法な取締役会の承認が行われておりませんでした。また、貸付の実行後においても、当該貸付の事実について各子会社の取締役会に報告されず、また、当社の取締役会においても、当該貸付の事実は報告されませんでした。

当社グループ役職員のこのような対応は、上記企業風土等と密接に関連しておりますが、上場企業の役職員としてのコンプライアンス意識が不足していたことも否定できないものと考えております。

(3) 社内調査結果に基づく関連当事者との取引の訂正の直接的原因

当社は、一部の関連当事者との取引に係る口銭額は、実際取引額ではなく、一定の口銭率(0.5%)を一律に適用して概算額を算定する簡便な方法を採用しておりました。その結果、実際取引額と概算額との間に乖離が発生し、既に開示している関連当事者との取引の記載を訂正する必要が生じました。当社が実際取引額の集計に要す労力を惜しんだ結果であり、適切な開示を行うという意識が不足していたためであると考えております。

また、関連当事者との取引として記載漏れが生じていたのは、当該関連当事者との取引を行っていた関係会社に対する会計に関する指導が不足していたためであると認識しております。

(4) 監査法人からの指摘に基づく訂正の直接的原因

① 共通原因

過年度の決算訂正に至った各項目の原因は以下の2点に集約されます。

1) 監査法人の見解に依存する体質

当社は、一般に公正妥当と認められた会計基準に則って適正な会計処理を行うため、会計基準等で明確になっていない会計処理や会計上の見積り等の判断を伴う事象について、長年にわたって、監査法人と積極的に相談・報告し、監査法人の理解を得て会計処理を行ってまいりました。この結果、これらの相談や報告が、監査法人から適正意見を得るためのものとなり、監査法人の見解に依存し、当社で一般に公正妥当と認められた会計基準に則っているかどうかの判断を怠るようになっていたと考えております。

2) 一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足

上記の影響により、会計基準等で明確になっていない会計処理や会計上の見積り等の判断を伴う事象について、当社自身ですべて理論構築した上で会計処理を行うという意識が不足していたと認識しております。

また、当社はこれまで、各部門の専門性を高めることに重きを置いた人事ローテーションを行っておらず、従業員に多くの業務を経験させる方針でした。このため、経理業務を長期間担当する専門家の育成が不十分であった可能性があります。

さらに、子会社を含む企業グループにおいて、会計及び経理に関する研修及び勉強会を実施しておりますが、決算手続等手続面に重点が置かれ、会計基準自体の研修や勉強会は重要な会計基準の新設又は改訂時を除き、開催頻度が多くありませんでした。

これらの要因により、一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足が生じたと考えております。

② 繰延税金資産の計上額の訂正

平成 23 年 3 月期決算において、当社は第 66 号における会社区分 3 に該当するものとして繰延税金資産を計上しており、当該会計処理については監査法人からも適正であるとの意見を受けていたため、問題はないと判断しておりました。

その後、今回の元会長への貸付金に関する問題発生を契機に、監査法人内部での再検討の結果、会社区分 4 に変更すべきではないかという指摘を受けました。

会社の利益計画の妥当性や合理性の判断等については、見解が分かれ易いところであるため、当社としても合理的かつ客観的な根拠を示し、会社としての意思を明確にしておくべきでありましたが、上記のとおり監査法人の見解に依存する体質があったことは否定できないものと考えております。

③ 固定資産売却取引の取消し

平成 15 年 3 月期に計上された固定資産売却益を取消し処理することとなったのは、監査委員会報告第 27 号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」に基づき、監査法人にて改めて会計処理の検討が行われたことが契機となっております。

当該委員会報告においては、関係会社間の土地・設備等について、売却益が実現したかどうかの判定は、譲渡価額に客観的な妥当性があることその他、合理的な経営計画の一環として取引がなされていること、買戻し条件付き売買等でないこと等の7つの観点より総合的に判断してなすものとされています。この総合的判断に関し、平成15年3月期決算においては、当該会計処理について監査法人に報告し理解を得ているものと認識しておりましたが、このような判断は見解が分かれ易いところであるため、当社としても合理的かつ客観的な根拠を示し、会社としての意思を明確にしておくべきでありました。

④ 非上場関係会社株式の減損損失の計上

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等で明確になっていない事象について、当社の有価証券管理規則において減損処理の判定基準を定めておりましたが、当該判定基準が一般に公正妥当と認められた会計基準に適合しているか、適切に見直されていなかったことにあると考えております。

有価証券管理規則の内容及びこれに関連する会計処理につきましては、監査法人に報告し理解を得ていたため、誤りはないものと判断しておりましたが、厳格な監査が行われるようになった現在においては緩やかな判定基準であった可能性があります。有価証券管理規則の改廃は経理担当役員の承認により行えますが、経理業務を監視する機能が他に存在すれば防げた可能性があると考えております。

⑤ 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上

当社はこれまで子会社株式の減損を行った場合の子会社への貸付金及び債務保証等について、貸付金の回収可能性や債務保証等の履行可能性に疑義が生じる事態が発生しなかったため、これまで検討したことがありませんでした。そのため、当該貸付金及び債務保証等について事業損失引当金（貸倒引当金及び債務保証引当金）の計上に係るルールは存在しません。

子会社の財政状態が悪化した場合、子会社株式の減損処理を行っておりましたが、子会社が事業を継続できなくなることは想定していなかったため、貸付金に対する貸倒引当金及び債務保証等に対する債務保証引当金の計上を行う必要性を認識しておりませんでした。監査法人からの指摘がなかったため、誤りはないものと判断しておりましたが、結果として誤った会計処理を行っていたということは、当社の会計基準等に対する理解が不足していたものと考えております。

⑥ 子会社における固定資産の減損

過年度決算において、子会社における減損損失計上処理の訂正を行うこととなった原因は、当時はまだ固定資産の減損に関する規程・マニュアルがなく、減損の兆候判定の基準が厳格でなかったためであると考えております。

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」においては、減損の兆候は営業損益がおおむね過去2期マイナスであったことを指すが、当期の見込が明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えることが適当であるとされています。当時の減損の兆候の判定では、営業損益が過去2期マイナスでしたが、翌期の利益計画においてプラスとなることから減損の兆候なしと判断しておりました。結果的には営業損益はマイナスであったため、翌期の営業損益見込が甘かった可能性があり、「明らかに」プラスとは言えなかった可能性があります。当時は、監査法人からの指摘がなかったため、誤りはないものと考えておりましたが、結果として誤った会計処理を行っていたということは、緩やかな判定を行ってしまった可能性があると考えております。

2. 平成24年5月訂正に係る直接的原因

(1) 共通原因

平成24年5月において過年度決算短信等の訂正を行った各項目は、主として平成19年3月期以前に実施した会計処理を発端としております。その後も過去に行った処理に疑いを持たず、十分に会計処理の適正性を確認しなかったことから、結果として、誤った会計処理を継続しておりました。

平成23年12月訂正の原因と同様に、前記の「監査法人の見解に依存する体質」及び「一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足」、それに加えて、「会計処理の適正性の確認不足」が原因で、いずれの誤りも生じたものと考えております。

『会計処理の適正性の確認不足』

日々の経理処理から決算作業に至るまで、適正な会計処理が行われているか確認しているつもりでございましたが、経理関連規程類を全面的に見直す過程で、確認すべき事項の抜け漏れや正確な情報収集を行うための手続・手法に改善余地があることが判明しました。

(2) 債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正

平成23年12月訂正時に事業損失引当金を計上した際、過去に実施した関係会社間の有価証券売買に伴う損益を相殺消去する前の関係会社の貸借対照表を使用しました。関係会社の財政状態を評価する際に、関係会社間取引の相殺消去後の貸借対照表を使用することに気付かなかつたため、債務超過額を誤りました。財政状態の評価の際に用いる債務超過額は、関係会社間取引の相殺消去を考慮して算定することをルール化していれば防げたものです。

(3) 固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正

平成23年12月訂正時同様に、固定資産売却取引については見解が分かれ易いところであるため、当社としても合理的かつ客観的な根拠を示し、会社としての意思を明確にして

おくべきでありました。なお、固定資産減損損失額の訂正については、売却損益の修正に伴って派生的に生じたものであり、固定資産減損損失計上に係るルールに特段の問題はないものと考えております。

(4) 為替換算調整勘定の計上額の訂正

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」では、連結子会社間の事業譲渡は共通支配下の取引に該当し、原則として、資産及び負債を移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上し、資産および負債の差額は、純資産として処理することとされています。一方で、これらの会計基準等には、共通支配下の取引である事業譲渡の為替換算調整勘定の取扱いや事業譲渡後に清算した場合の会計処理が明確ではありませんでした。このため、当社は、子会社同士で事業を引き継いだことにより連結グループ全体で実態としては何も変わっていないことから、利益剰余金の変動するのは誤りと考えてしまいました。

既に清算し、存在しない子会社の為替換算調整勘定が残っていること自体に違和感を覚えるべきでありました。

(5) 少数株主持分等の計上額の訂正

少数株主持分等の計上額は当社の連結会計用ソフトウェアより自動計算が行われておりますが、計算結果を入念に確認し、その設定を修正する等の対応をしていれば防げたと思われ

ます。また、既に存在しない消滅会社の少数株主持分が残っていることを、これまでに確認していれば防げたと思われ

(6) 連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正

当社の連結財務諸表作成規則において、本来、「未実現損益は消去する。但し、未実現損失については、売手側の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しない。」とすべきところ、「未実現損益は消去する。」としており、但書を規定しておりませんでした。誤ったルールに則して会計処理を行ったことから生じたものであり、正しいルールを規定し、これに則して会計処理を行うことで防げたと思われ

第2-2 再発防止に向けた改善措置

1. 平成 23 年 12 月訂正に係る改善措置

(1) 元会長への貸付金に関する訂正の対策

① 貸倒引当金計上に係る決算手続の改善及び関連当事者との取引の見直し等

当社及び連結子会社における決算・財務報告に係る業務プロセスの適切性を再確認する

とともに、研修等を通じて手続遵守の徹底を図ります。そのうち、貸倒懸念債権の判定及び貸倒見積額の算定に関しては、基準をより明確化するために、当社及び連結子会社の経理に関連する規程・規則・細則の見直しを行います。

当社及び連結子会社が従来行っていた関連当事者との取引については、経済的合理性の観点から見直すこととします。その上で、当社グループの関連当事者との取引を親会社である当社が詳細に把握し、管理するために、当社又は子会社と関連当事者との取引の開始及び取引条件の変更について、当社の取締役会の決議を必要とする等、当社及び子会社の取締役会規則を平成 23 年 12 月 14 日に改訂しております。

また、モニタリングの観点からこれらの取引を当社の取締役会による事前承認を得て行った場合について、随時かつ定期的に、当社の取締役会へ事後報告する規定を整備する等の改訂も行いました。

② 当社グループにおけるルール遵守の徹底

連結子会社において、貸付実行の際に取締役会を開催しない等ルールを逸脱した行為が行われておりました。そのため、役職員のコンプライアンス遵守制度を改善・強化すべく、また、ガバナンス及びリスクマネジメントに関する意識改革を目的として、当社及び連結子会社役職員を対象に階層別・職務別に教育研修を定期的実施してまいります。弁護士・会計士等の外部講師を活用し、年初より研修を実施する予定で準備を行っております。

また、ルールの遵守状況を、当社の役職員である子会社の非常勤取締役あるいは監査役が監視することで、当社グループの役職員のルール遵守の徹底を図ります。

③ 連結子会社から当社に対する業務報告の徹底

子会社管理の強化及び上記のコンプライアンス教育による役職員の意識改革により、連結子会社から当社への業務報告の徹底を図ります。

平成 23 年 12 月 14 日に取締役会において、従前の関係会社管理規程の改訂に加え、子会社に関しては別途子会社管理規程を新設し、従来、義務としていなかった子会社の取締役会議事録及び資料の当社への提出、当社の承認を要する事項の設定、各子会社を管理する当社の管轄部署の明確化、当社が実施する子会社に対する監査の協力義務等事前の確認や事後のモニタリングのための詳細な規定を設けております。

また、当社から子会社への出向社員には、当社の子会社管理規程等を子会社に遵守させる役割を担わせることを明定し、当社への業務報告の徹底を図ります。

これらの遵守状況を、当社の役職員である子会社の非常勤取締役あるいは監査役が監視することで、当社への業務報告が適時・適切に行われることを確保いたします。

④ モニタリングの改善

1) 関連事業部におけるモニタリングの改善

関連事業部の業務内容を見直すべく、上記のとおり、子会社管理規程の新設及び関係会社管理規程の改訂により、両規程に準拠して業務を遂行するように変更しております。

両規程においては、子会社等の収益改善、組織運営等は、当社の各製造部門及び営業部門等が管轄し、子会社の管理全般を関連事業部が管轄することとしました。例えば、子会社の予算・決算・組織・人事等の当社への報告事項は各製造部門及び営業部門だけでなく、関連事業部へも報告させる等関連事業部へ情報を集約し、管轄部署、関連事業部、経理及び監査部において連携して監視できる環境を構築いたします。

また、関連事業部は前記のとおり子会社の監査業務を行っておりましたが、内部監査の独立性を確保し、内部監査機能強化の観点から、子会社監査業務を平成24年1月より監査部に移管いたします。関連事業部は子会社の経営管理に特化することになります。

2) 経理部におけるモニタリングの改善

経理部においては、今回の問題に対するモニタリング機能を発揮できなかったことを反省し、後記のコンプライアンス研修や会計基準等に関する研修に加えて、当社グループの経理部員を対象に会計面での他部門へのモニタリングの重要性を再認識させるべく研修を実施いたします。また、後記する財務及び会計の知見を有する社外取締役及び常勤監査役を選定し、経理部に対するモニタリング強化を図ります。

なお、経理部は、これまで四国本社に配置しておりましたが、財務部と合わせて東京本社へ移転いたします。管理部門及び内部統制部を含む内部監査部門を東京に集約し、緊密に連携できる環境整備を行います。

3) 監査役によるモニタリングの改善及び内部監査機能の強化

i) 重要事項の監査役への報告の徹底

前記のとおり、管理部門を東京に集約するだけでなく、これまで四国本社に常駐していた常勤監査役を東京本社に常駐させることとし、管理部門と監査役との連携を更に強化していきます。これにより、取締役の職務執行に関する重要事項が監査役に漏れなく伝達される環境を整備いたします。

関連事業部に集約されている子会社に関する情報や各管理部門が収集した情報の中で、監査役に報告すべき重要事項を適時に監査役へ提供するとともに、当社グループの役職員へのコンプライアンス教育を通じて、重要事項の監査役への報告の徹底を図ります。

なお、平成24年3月期決算においては、関連当事者取引を重点監査項目として実施いたします。

ii) 監査役の構成の見直し

調査報告書において、財務及び会計からの視点での監査を行う監査役が存在しな

ったと指摘されており、監査役監査の強化の観点から、当該分野に知見を有する常勤監査役候補者を次回定時株主総会までに選定すべく、社外からの招聘も含めて人選を進めております。この点は、監査役会の要請でもあります。なお、新たな監査役には独立役員要件を満たした人物を選任する予定です。

また、同様に調査報告書において経理部による監査役への情報提供上の問題点を指摘されました。財務及び会計に知見を有する監査役が存在することで経理部との連携が改善すると考えております。

iii) 監査役室の設置及び内部監査部門の組織変更

従来は、監査役の補助業務は内部監査部門の者が随時、監査役の指示の下にサポートしておりましたが、監査役会の要請に基づき、専任の監査役の補助使用人を配置するため監査役室を設置し、専任の従業員を配置して監査役監査の強化を図ります。

更に、前記のとおり関連事業部で行っていた関係会社への内部監査業務を平成 24 年 1 月に監査部に移管することで、関係会社監査の独立性を高めます。

(2) 元会長への貸付金に関する訂正が生じた背景事情の対策

① 役職員の意識改革及び連結子会社の株主構成の再編

当社グループの役職員に、より一層、上場企業の役職員としての意識を醸成するため、上場企業としてのコーポレートガバナンスのあり方についての研修を平成 24 年 1 月に実施する予定です。

また、現況の連結子会社の株主構成は、当社のコーポレートガバナンス上は必ずしも望ましいとは言えないため、当社として一定の連結子会社については創業家の保有する株式を買い取り、当社がこれらの会社の 50%超の株主となることについて既に申し入れを行い、交渉中です。

このような株式の買い取りは、対象会社、株式数、株価等の重要な取引条件について両当事者の合意を要する困難な作業ではありますが、当社は粘り強く交渉を行う所存です。交渉継続中は、連結子会社の株主の議決権について、創業家が従来と同じく当社の意向に沿って議決権を行使することについても合意を得るべく、既に創業家と交渉を開始しており、成果が得られるものと期待しております。

② 取締役間の相互監視機能の強化 ー 社外取締役の招聘

社内取締役の業務執行に対するモニタリングの強化ならびに経営の透明性確保のために、次回の定時株主総会までに社外取締役の候補者を選定すべく、人選を進めております。候補者は複数名を予定しており、うち 1 名以上は財務及び会計の知見を有する人物の選定を検討しております。

③ 内部通報制度の報告経路の改善

当社グループで運用を行っている内部通報制度の更なる利用促進のため、外部の通報窓口を設け、平成23年12月より運用を開始しました。また、経営者不正等への効果的対応の観点から、内部通報が行われた場合の調査・是正等は、当社の監査役会を構成する監査役が行うものとしたしました。加えて、当社グループ役職員に利用方法や通報者保護制度等の研修を実施し周知徹底を図ります。

なお、内部通報制度の改善に伴う諸規程の整備を行い、平成23年12月14日に取締役会において承認いたしました。

④ コンプライアンス意識の向上及び不正の防止・発見体制の改善

前記のコンプライアンス教育による役職員の意識改革に加え、リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、不正の未然防止あるいは早期発見のための体制を改善し、当社グループの役職員のコンプライアンス及びリスクに対する意識の向上を図ります。

平成20年3月より、当社では「コンプライアンス委員会」を設置し、その下に7部会を設けて運営を続けてきました。

翌平成21年11月には、コンプライアンス委員会の機能を更に強化するため、「経理・財務」「総務・倫理」「環境」「災害」の4分野に関する小委員会をそれぞれ設置し、各部門・関係会社におけるコンプライアンス体制を小委員会にて分野別に個別管理してきました。

今回、不正を未然に防止あるいは早期発見するための体制及び機能を見直した結果、平成24年1月1日付で従来の「コンプライアンス委員会」を役員5名からなる「リスク管理・コンプライアンス委員会」に改組し、以下の観点から、同委員会の役割・機能を強化します。

- ・ 不正リスクの網羅的な識別・評価
- ・ 不正リスク及び対応策の一元的管理
- ・ 不正リスクの重要性に応じた対応策の選択

「リスク管理・コンプライアンス委員会」の委員には、次回の定時株主総会にて選任予定の社外取締役を加えることで、第三者の視点から当社グループの不正リスク管理体制をチェックいたします。なお、当社の代表取締役社長が当委員会の委員長を務めます。

(3) 社内調査結果に基づく関連当事者との取引の訂正の対策

関連当事者との取引の記載誤り、記載漏れが生じないよう後記のとおり、子会社を含む企業グループの経理部員の会計・経理関連知識と理解度の向上のため、会計基準等の研修や勉強会を充実させます。また、この研修等を通じて、会計の重要性の意識向上を図ります。

また、関連当事者との取引について、実際取引額で記載すること及び漏れがないか確認することをマニュアル等に明文化いたします。

(4) 監査法人からの指摘に基づく訂正の対策

当社はこれまで会計基準で明確となっていない会計処理につき、監査法人へ報告し、理解を得て会計処理を行ってまいりました。この結果、監査法人の見解に依存し、当社自らが会計基準に則っているかどうかという判断を怠っていたと考えております。財務諸表の作成責任は一義的には当社にあることに今一度立ち返り、以下の改善措置を実行します。

① 共通の対策

過年度の決算訂正に至った各項目の対策は以下の2点に集約されます。

1) 経理関連規程類の全面見直し

今回、監査法人に指摘された事項に係る規程、規則、マニュアル、ガイドライン、チェックリスト等の細則は当然として、監査法人に指摘されていない部分も含め、経理関連規程類が一般に公正妥当と認められた会計基準に適合するものであるか全面的に見直します。また、会計処理の際に判断を伴う事項については、これまでも判断基準を規定しておりましたが、漏れがないか再度見直すこととします。

2) 会計・経理関連知識と理解度の向上

当社はこれまで経理部を含め、人事ローテーションを行い、従業員に多くの業務を経験させてまいりました。このため、経理業務を長期間担当する専門家の育成が不十分であった可能性があります。経理業務の専門家の育成のため、例えば、当社の経理部から子会社の経理部への異動等人事ローテーションに工夫が必要であると考えております。

また、子会社を含む企業グループにおいて、会計及び経理に関する研修及び勉強会を実施しておりますが、決算手続等手続面に重点が置かれ、会計基準自体の研修や勉強会については重要な会計基準の新設又は改訂時を除き、開催頻度が多くなかったことも原因の一つであると考えております。定期的な会計基準等の研修又は勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めてまいります。

② 繰延税金資産の計上額の訂正

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、会社区分の判定基準について、厳格なルールをマニュアル等において明文化する予定です。

③ 固定資産売却取引の取消し

会計基準で明確になっていない会計処理や判断を伴う事象等につき、監査法人の見解に依存する体質を改め、当社自ら理論構築した上で厳格な会計処理を行うことを経理部員へ浸透させるため、上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、経理に関するマニュアル等において、関係会社間の土地・設備等の売却を行う場合には、売却側が買主から賃借していないか確認すること、賃借している場合には、監査委員会報告第 27 号「関係会社間の取引にかかる土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」の趣旨を十分に理解した上で、厳格に、同委員会報告が規定する 7 つの観点から総合的に判断することを明定いたします。

④ 非上場関係会社株式の減損損失の計上

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、有価証券管理規則の該当箇所を厳格な会計処理を行うべく、見直す予定であります。

さらに、社外取締役及び監査役に財務及び会計に知見を有する人物を招聘することで経理業務の監視強化を図ります。

⑤ 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、関係会社株式の減損処理を行った場合には、貸付金の回収可能性及び債務保証等の履行可能性の検討も同時に実施しなければならない旨に関連するマニュアル等に明文化いたします。

⑥ 子会社における固定資産の減損

上記のとおり、研修及び勉強会を実施し、経理部員の会計及び経理に関連する知識と理解度の向上に努めます。

また、厳格な会計処理を行うべく、固定資産の減損の兆候の判定及び測定のルールについて、マニュアル等を見直す予定であります。

2. 平成 24 年 5 月訂正に係る改善措置

(1) 共通の対策

① 経理関連規程類の全面見直し及び会計処理の適正性の確認

全面的に見直した経理関連規程類は、決算時に使用しているマニュアルやチェックリスト等も含んでおり、それに基づき、平成 24 年 3 月期の決算作業において、過去の会計処理を点検いたしました。

今後も継続的、定期的に経理関連規程類を見直し、適正な財務諸表を作成する体制を構築してまいります。

② 会計・経理関連知識と理解度の向上

経理部員の人材育成のために、関係会社を含む経理、計画予算、財務、監査部門の範囲でジョブ・ローテーションを行い、会計・税務・内部統制（J-SOX 業務）の知識を長期にわたって習得できるようにすることで、会計、税務、内部統制の法改正への対応も適切にできるようにする方針へと変更しております。また、公認会計士又は税理士資格を有する専門職を積極的に採用していく方針です。

教育研修については、経理部内で平成 23 年 12 月訂正の内容を共有する勉強会を実施した以外は、決算作業の影響により、開始が大幅に遅れております。6 月より、外部機関による研修を開始する予定です。研修前に経理財務スキル検定（FASS）に準拠した予備調査を実施し、当社グループの経理部員の知識を事前に測定してもらった上で、その結果を研修内容に反映してもらう計画です。

(2) 債務超過の関係会社に係る事業損失引当金の計上額の訂正の対策

勘定科目決算手続チェックリスト（投融資の評価）において、財政状態の評価の際に使用する関係会社の債務超過額は、関係会社取引相殺消去後を考慮して算定しているか確認するよう明記し、当該チェックリストに基づく運用を徹底いたします。

(3) 固定資産売却取引の取消し及び当該固定資産に係る減損損失額の訂正の対策

1. 平成 23 年 12 月訂正に係る改善措置(4) ③に記載のとおりであります。

(4) 為替換算調整勘定の計上額の訂正の対策

平成 24 年 5 月訂正の際の点検により、既に存在しない、あるいは連結対象外となった会社に係る貸借対照表項目について残高は残っておりません。万が一、今後上記と同様の会社が発生する可能性に備えて、連結決算チェックリストにおいて、連結除外等がある場合は適切に仕訳が入力されていることを確認することにいたしました。

(5) 少数株主持分等の計上額の訂正の対策

連結会計用ソフトウェアの仕組みや設定等についての理解を深めるために勉強会を行います。

平成 24 年 5 月訂正の際の点検により、既に存在しない、あるいは連結対象外となった会社に係る貸借対照表項目について残高は残っておりません。万が一、今後上記と同様の会社が発生する可能性に備えて、連結決算チェックリストにおいて、連結除外等がある場合は適切に仕訳が入力されていることを確認することにいたしました。

また、同チェックリストにおいて、少数株主持分残高の分析表を用いて、連結子会社が保有する当社株式等の配当金の内部取引等から少数株主持分計算が行われていないことを確認することとしております。

(6) 連結子会社間の固定資産売買取引における未実現損失の訂正の対策

当社の連結財務諸表作成規則の改訂により、対応しております。また、連結仕訳別決算
手続においても未実現損失のうち回収不能部分については消去しないことを明文化して
おります。

第2-3 改善措置の実施スケジュール

改善措置については、別紙 5 「改善措置の実施スケジュール」に沿って実施いたします。

改善措置項目につきましては、実効的な運用を速やかに実施し、その効果を検証しながら
着実に進めてまいります。

第2-4 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの当社の不祥事に端を発して、過去に開示しておりました過年度の決算公表数値
が不適切な情報開示となり、株主、投資家並びに各関係者にご迷惑をおかけするとともに、
株式市場の信頼を損ねる結果になったことにつきまして、上場企業としての重大な責任があ
ると反省し、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本件の事態を重大に受け止め、既に関係役員の厳正な処分を行
いましたが、今後は、二度とこのような不適切な情報開示を行うことのないように、再発防止
策を確実に実行し、当社グループ全体として関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存で
す。

以上

(単位：百万円)

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第96期 平成19年3月期 第1四半期	売上高	103,079	-	103,079			
	営業利益	5,222	115	5,338			
	経常利益	3,852	115	3,967			
	当期純利益	1,445	115	1,560			
	総資産	655,751	△4,906	650,845			
	純資産	136,183	△5,371	130,812			
第96期 平成19年3月期 第2四半期	売上高	201,297	-	201,297	161,066	-	161,066
	営業利益	11,579	231	11,810	5,060	-	5,060
	経常利益	8,521	231	8,752	4,025	-	4,025
	当期純利益	2,582	△634	1,948	2,103	67	2,171
	総資産	664,293	△5,320	658,973	445,860	6,444	452,304
	純資産	134,108	△6,120	127,988	140,364	△19,142	121,222
第96期 平成19年3月期 第3四半期	売上高	305,180	-	305,180			
	営業利益	18,458	347	18,805			
	経常利益	13,792	347	14,139			
	当期純利益	4,646	△518	4,128			
	総資産	686,111	△5,500	680,610			
	純資産	136,316	△6,005	130,311			
第96期 平成19年3月期	売上高	414,164	-	414,164	330,520	-	330,520
	営業利益	25,466	521	25,987	10,264	-	10,264
	経常利益	19,228	521	19,750	7,901	-	7,901
	当期純利益	10,625	△360	10,265	5,253	1,082	6,335
	総資産	688,940	△5,279	683,661	464,977	△6,868	458,108
	純資産	142,944	△5,847	137,096	141,636	△18,128	123,508
第97期 平成20年3月期 第1四半期	売上高	107,454	-	107,454			
	営業利益	5,672	132	5,804			
	経常利益	3,953	132	4,086			
	当期純利益	1,683	132	1,815			
	総資産	705,262	△5,120	700,142			
	純資産	143,513	△5,714	137,798			
第97期 平成20年3月期 第2四半期	売上高	214,820	-	214,820	169,169	-	169,169
	営業利益	10,973	264	11,238	4,016	△2	4,014
	経常利益	7,339	264	7,604	1,802	△2	1,800
	当期純利益	3,394	△715	2,679	392	△1,474	△1,082
	総資産	715,313	△5,950	709,362	554,489	△7,583	546,906
	純資産	141,272	△6,562	134,709	140,918	△19,604	121,314
第97期 平成20年3月期 第3四半期	売上高	336,405	-	336,405			
	営業利益	15,927	397	16,324			
	経常利益	10,431	397	10,828			
	当期純利益	5,221	△583	4,638			
	総資産	732,096	△5,790	726,305			
	純資産	141,452	△5,430	136,022			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第97期 平成20年3月期	売上高	455,804	-	455,804	364,969	-	364,969
	営業利益	21,809	532	22,341	10,198	-	10,198
	経常利益	14,509	532	15,042	5,592	-	5,592
	当期純利益	4,729	558	5,287	2,383	△1,900	482
	総資産	703,827	△4,638	699,188	544,986	△7,596	537,389
	純資産	138,917	△5,289	133,627	139,065	△20,028	119,036
第98期 平成21年3月期 第1四半期	売上高	116,842	-	116,842			
	営業利益	4,093	78	4,171			
	経常利益	2,980	78	3,058			
	当期純利益	716	△21	695			
	総資産	713,788	△4,560	709,228			
	純資産	138,291	△5,310	132,981			
第98期 平成21年3月期 第2四半期	売上高	236,204	-	236,204			
	営業利益	8,841	154	8,996			
	経常利益	5,918	175	6,094			
	当期純利益	1,614	112	1,726			
	総資産	717,464	△4,407	713,057			
	純資産	138,916	△5,177	133,739			
第98期 平成21年3月期 第3四半期	売上高	355,179	-	355,179			
	営業利益	13,966	232	14,198			
	経常利益	9,060	253	9,314			
	当期純利益	2,192	197	2,390			
	総資産	735,240	△4,301	730,938			
	純資産	136,683	△5,091	131,592			
第98期 平成21年3月期	売上高	465,804	-	465,804	390,692	-	390,692
	営業利益	18,299	309	18,608	8,620	-	8,620
	経常利益	10,869	330	11,199	3,781	-	3,781
	当期純利益	118	253	371	△777	△140	△918
	総資産	710,191	△4,188	706,003	543,667	△6,497	537,169
	純資産	131,596	△5,035	126,561	133,344	△20,168	113,175
第99期 平成22年3月期 第1四半期	売上高	104,627	-	104,627			
	営業利益	5,239	97	5,336			
	経常利益	3,493	97	3,590			
	当期純利益	871	101	972			
	総資産	720,221	△4,063	716,158			
	純資産	135,134	△4,933	130,200			
第99期 平成22年3月期 第2四半期	売上高	209,344	-	209,344			
	営業利益	11,213	194	11,408			
	経常利益	6,941	196	7,137			
	当期純利益	1,507	200	1,707			
	総資産	715,090	△3,936	711,154			
	純資産	135,439	△4,835	130,604			

(単位：百万円)

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第99期 平成22年3月期 第3四半期	売上高	318,818	-	318,818			
	営業利益	17,796	292	18,088			
	経常利益	10,933	293	11,227			
	当期純利益	2,235	297	2,533			
	総資産	725,079	△3,810	721,269			
	純資産	135,876	△4,737	131,138			
第99期 平成22年3月期	売上高	423,105	-	423,105	356,629	-	356,629
	営業利益	22,776	389	23,165	9,291	-	9,291
	経常利益	13,858	390	14,248	2,853	-	2,853
	当期純利益	1,554	976	2,530	89	763	853
	総資産	707,053	△3,102	703,950	546,271	△5,994	540,277
	純資産	137,149	△4,059	133,089	132,825	△19,405	113,419
第100期 平成23年3月期 第1四半期	売上高	96,638	-	96,638			
	営業利益	3,589	50	3,640			
	経常利益	1,672	50	1,722			
	当期純利益	△107	50	△56			
	総資産	694,706	△3,023	691,683			
	純資産	136,324	△4,008	132,316			
第100期 平成23年3月期 第2四半期	売上高	199,491	-	199,491			
	営業利益	7,381	100	7,481			
	経常利益	3,406	100	3,507			
	当期純利益	△4,561	100	△4,460			
	総資産	686,192	△2,944	683,247			
	純資産	135,004	△3,958	131,045			
第100期 平成23年3月期 第3四半期	売上高	305,368	-	305,368			
	営業利益	9,372	151	9,524			
	経常利益	3,557	151	3,708			
	当期純利益	△3,249	479	△2,769			
	総資産	700,315	△2,536	697,779			
	純資産	133,644	△3,579	130,064			
第100期 平成23年3月期	売上高	410,159	-	410,159	346,250	-	346,250
	営業利益	13,227	149	13,377	2,574	-	2,574
	経常利益	5,515	149	5,665	△3,078	-	△3,078
	当期純利益	△8,084	△10,037	△18,121	△12,224	△7,279	△19,504
	総資産	684,518	△11,732	672,786	527,839	△11,439	516,400
	純資産	129,687	△14,096	115,591	120,186	△26,685	93,501
第101期 平成24年3月期 第1四半期	売上高	100,328	-	100,328			
	営業利益	2,504	30	2,534			
	経常利益	851	30	881			
	当期純利益	△701	△594	△1,296			
	総資産	699,739	△13,274	686,465			
	純資産	128,234	△15,668	112,566			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第96期 平成19年3月期 第1四半期	売上高	103,079	-	103,079			
	営業利益	5,338	-	5,338			
	経常利益	3,967	-	3,967			
	当期純利益	1,560	138	1,699			
	総資産	650,845	△400	650,444			
	純資産	130,812	△400	130,412			
第96期 平成19年3月期 第2四半期	売上高	201,297	-	201,297	161,066	-	161,066
	営業利益	11,810	-	11,810	5,060	-	5,060
	経常利益	8,752	-	8,752	4,025	-	4,025
	当期純利益	1,948	117	2,066	2,171	-	2,171
	総資産	658,973	△400	658,572	452,304	△658	451,646
	純資産	127,988	△400	127,587	121,222	233	121,456
第96期 平成19年3月期 第3四半期	売上高	305,180	-	305,180			
	営業利益	18,805	-	18,805			
	経常利益	14,139	-	14,139			
	当期純利益	4,128	73	4,201			
	総資産	680,610	△400	680,210			
	純資産	130,311	△400	129,911			
第96期 平成19年3月期	売上高	414,164	-	414,164	330,520	-	330,520
	営業利益	25,987	-	25,987	10,264	-	10,264
	経常利益	19,750	-	19,750	7,901	-	7,901
	当期純利益	10,265	1,034	11,300	6,335	297	6,633
	総資産	683,661	△400	683,261	458,108	△658	457,450
	純資産	137,096	△400	136,696	123,508	531	124,039
第97期 平成20年3月期 第1四半期	売上高	107,454	-	107,454			
	営業利益	5,804	-	5,804			
	経常利益	4,086	-	4,086			
	当期純利益	1,815	350	2,166			
	総資産	700,142	△400	699,741			
	純資産	137,798	△400	137,398			
第97期 平成20年3月期 第2四半期	売上高	214,820	-	214,820	169,169	-	169,169
	営業利益	11,238	-	11,238	4,014	-	4,014
	経常利益	7,604	-	7,604	1,800	-	1,800
	当期純利益	2,679	60	2,739	△1,082	-	△1,082
	総資産	709,362	△400	708,962	546,906	△658	546,247
	純資産	134,709	△400	134,309	121,314	531	121,846
第97期 平成20年3月期 第3四半期	売上高	336,405	-	336,405			
	営業利益	16,324	-	16,324			
	経常利益	10,828	-	10,828			
	当期純利益	4,638	△6	4,632			
	総資産	726,305	△400	725,905			
	純資産	135,022	△400	134,621			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第97期 平成20年3月期	売上高	455,804	-	455,804	364,969	-	364,969
	営業利益	22,341	-	22,341	10,198	-	10,198
	経常利益	15,042	-	15,042	5,592	-	5,592
	当期純利益	5,287	173	5,460	482	215	698
	総資産	699,188	△400	698,788	537,389	△658	536,731
	純資産	133,627	△400	133,227	119,036	746	119,783
第98期 平成21年3月期 第1四半期	売上高	116,842	-	116,842			
	営業利益	4,171	-	4,171			
	経常利益	3,058	-	3,058			
	当期純利益	695	175	870			
	総資産	709,228	△400	708,827			
	純資産	132,981	△400	132,581			
第98期 平成21年3月期 第2四半期	売上高	236,204	-	236,204			
	営業利益	8,996	-	8,996			
	経常利益	6,094	-	6,094			
	当期純利益	1,726	84	1,810			
	総資産	713,057	△400	712,656			
	純資産	133,739	△400	133,338			
第98期 平成21年3月期 第3四半期	売上高	355,179	-	355,179			
	営業利益	14,198	-	14,198			
	経常利益	9,314	-	9,314			
	当期純利益	2,390	△43	2,347			
	総資産	730,938	△400	730,538			
	純資産	131,592	△400	131,191			
第98期 平成21年3月期	売上高	465,804	-	465,804	390,692	-	390,692
	営業利益	18,608	-	18,608	8,620	-	8,620
	経常利益	11,199	-	11,199	3,781	-	3,781
	当期純利益	371	△15	356	△918	-	△918
	総資産	706,003	△400	705,602	537,169	△658	536,511
	純資産	126,561	△400	126,161	113,175	746	113,922
第99期 平成22年3月期 第1四半期	売上高	104,627	-	104,627			
	営業利益	5,336	-	5,336			
	経常利益	3,590	-	3,590			
	当期純利益	972	△62	910			
	総資産	716,158	△400	715,758			
	純資産	130,200	△400	129,800			
第99期 平成22年3月期 第2四半期	売上高	209,344	-	209,344			
	営業利益	11,408	-	11,408			
	経常利益	7,137	-	7,137			
	当期純利益	1,707	△83	1,624			
	総資産	711,154	△400	710,754			
	純資産	130,604	△400	130,204			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第99期 平成22年3月期 第3四半期	売上高	318,818	-	318,818			
	営業利益	18,088	-	18,088			
	経常利益	11,227	-	11,227			
	当期純利益	2,533	△177	2,355			
	総資産	721,269	△400	720,868			
	純資産	131,138	△400	130,738			
第99期 平成22年3月期	売上高	423,105	-	423,105	356,629	-	356,629
	営業利益	23,165	-	23,165	9,291	-	9,291
	経常利益	14,248	-	14,248	2,853	-	2,853
	当期純利益	2,530	△149	2,381	853	93	946
	総資産	703,950	△400	703,549	540,277	△658	539,619
	純資産	133,089	△400	132,689	113,419	839	114,259
第100期 平成23年3月期 第1四半期	売上高	96,638	-	96,638			
	営業利益	3,640	-	3,640			
	経常利益	1,722	-	1,722			
	当期純利益	△56	△30	△86			
	総資産	691,683	△400	691,283			
	純資産	132,316	△400	131,915			
第100期 平成23年3月期 第2四半期	売上高	199,491	-	199,491			
	営業利益	7,481	-	7,481			
	経常利益	3,507	-	3,507			
	当期純利益	△4,460	△87	△4,548			
	総資産	683,247	△400	682,847			
	純資産	131,045	△400	130,645			
第100期 平成23年3月期 第3四半期	売上高	305,368	-	305,368			
	営業利益	9,524	-	9,524			
	経常利益	3,708	-	3,708			
	当期純利益	△2,769	△118	△2,887			
	総資産	697,779	△400	697,379			
	純資産	130,064	△400	129,664			
第100期 平成23年3月期	売上高	410,159	-	410,159	346,250	-	346,250
	営業利益	13,377	-	13,377	2,574	-	2,574
	経常利益	5,665	-	5,665	△3,078	-	△3,078
	当期純利益	△18,121	△112	△18,234	△19,504	-	△19,504
	総資産	672,786	△400	672,386	516,400	△658	515,741
	純資産	115,591	△400	115,191	93,501	839	94,341
第101期 平成24年3月期 第1四半期	売上高	100,328	-	100,328			
	営業利益	2,534	-	2,534			
	経常利益	881	-	881			
	当期純利益	△1,296	4	△1,291			
	総資産	686,465	△400	686,064			
	純資産	112,566	△400	112,166			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第101期 平成24年3月期 第2四半期	売上高	203,972	-	203,972			
	営業利益	5,830	-	5,830			
	経常利益	2,275	-	2,275			
	当期純利益	△2,839	△4	△2,843			
	総資産	683,799	△400	683,399			
	純資産	110,436	△400	110,036			
第101期 平成24年3月期 第3四半期	売上高	303,300	-	303,300			
	営業利益	6,806	-	6,806			
	経常利益	2,084	-	2,084			
	当期純利益	△3,207	△7	△3,214			
	総資産	540,390	△265	540,124			
	純資産	87,489	△265	87,223			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第96期 平成19年3月期 第1四半期	売上高	103,079	-	103,079			
	営業利益	5,222	115	5,338			
	経常利益	3,852	115	3,967			
	当期純利益	1,445	253	1,699			
	総資産	655,751	△5,306	650,444			
	純資産	136,183	△5,771	130,412			
第96期 平成19年3月期 第2四半期	売上高	201,297	-	201,297	161,066	-	161,066
	営業利益	11,579	231	11,810	5,060	-	5,060
	経常利益	8,521	231	8,752	4,025	-	4,025
	当期純利益	2,582	△516	2,066	2,103	67	2,171
	総資産	664,293	△5,720	658,572	445,860	5,785	451,646
	純資産	134,108	△6,520	127,587	140,364	△18,908	121,456
第96期 平成19年3月期 第3四半期	売上高	305,180	-	305,180			
	営業利益	18,458	347	18,805			
	経常利益	13,792	347	14,139			
	当期純利益	4,646	△445	4,201			
	総資産	686,111	△5,901	680,210			
	純資産	136,316	△6,405	129,911			
第96期 平成19年3月期	売上高	414,164	-	414,164	330,520	-	330,520
	営業利益	25,466	521	25,987	10,264	-	10,264
	経常利益	19,228	521	19,750	7,901	-	7,901
	当期純利益	10,625	674	11,300	5,253	1,379	6,633
	総資産	688,940	△5,679	683,261	464,977	△7,526	457,450
	純資産	142,944	△6,247	136,696	141,636	△17,596	124,039
第97期 平成20年3月期 第1四半期	売上高	107,454	-	107,454			
	営業利益	5,672	132	5,804			
	経常利益	3,953	132	4,086			
	当期純利益	1,683	483	2,166			
	総資産	705,262	△5,520	699,741			
	純資産	143,513	△6,115	137,398			
第97期 平成20年3月期 第2四半期	売上高	214,820	-	214,820	169,169	-	169,169
	営業利益	10,973	264	11,238	4,016	△2	4,014
	経常利益	7,339	264	7,604	1,802	△2	1,800
	当期純利益	3,394	△655	2,739	392	△1,474	△1,082
	総資産	715,313	△6,350	708,962	554,489	△8,241	546,247
	純資産	141,272	△6,963	134,309	140,918	△19,073	121,846
第97期 平成20年3月期 第3四半期	売上高	336,405	-	336,405			
	営業利益	15,927	397	16,324			
	経常利益	10,431	397	10,828			
	当期純利益	5,221	△589	4,632			
	総資産	732,096	△6,191	725,905			
	純資産	141,452	△6,830	134,621			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第97期 平成20年3月期	売上高	455,804	-	455,804	364,969	-	364,969
	営業利益	21,809	532	22,341	10,198	-	10,198
	経常利益	14,509	532	15,042	5,592	-	5,592
	当期純利益	4,729	731	5,460	2,383	△1,684	698
	総資産	703,827	△5,038	698,788	544,986	△8,255	536,731
	純資産	138,917	△5,689	133,227	139,065	△19,281	119,783
第98期 平成21年3月期 第1四半期	売上高	116,842	-	116,842			
	営業利益	4,093	78	4,171			
	経常利益	2,980	78	3,058			
	当期純利益	716	154	870			
	総資産	713,788	△4,960	708,827			
	純資産	138,291	△5,710	132,581			
第98期 平成21年3月期 第2四半期	売上高	236,204	-	236,204			
	営業利益	8,841	154	8,996			
	経常利益	5,918	175	6,094			
	当期純利益	1,614	196	1,810			
	総資産	717,464	△4,807	712,656			
	純資産	138,916	△5,577	133,338			
第98期 平成21年3月期 第3四半期	売上高	355,179	-	355,179			
	営業利益	13,966	232	14,198			
	経常利益	9,060	253	9,314			
	当期純利益	2,192	154	2,347			
	総資産	735,240	△4,702	730,538			
	純資産	136,683	△5,491	131,191			
第98期 平成21年3月期	売上高	465,804	-	465,804	390,692	-	390,692
	営業利益	18,299	309	18,608	8,620	-	8,620
	経常利益	10,869	330	11,199	3,781	-	3,781
	当期純利益	118	238	356	△777	△140	△918
	総資産	710,191	△4,588	705,602	543,667	△7,155	536,511
	純資産	131,596	△5,435	126,161	133,344	△19,422	113,922
第99期 平成22年3月期 第1四半期	売上高	104,627	-	104,627			
	営業利益	5,239	97	5,336			
	経常利益	3,493	97	3,590			
	当期純利益	871	39	910			
	総資産	720,221	△4,463	715,758			
	純資産	135,134	△5,334	129,800			
第99期 平成22年3月期 第2四半期	売上高	209,344	-	209,344			
	営業利益	11,213	194	11,408			
	経常利益	6,941	196	7,137			
	当期純利益	1,507	116	1,624			
	総資産	715,090	△4,336	710,754			
	純資産	135,439	△5,235	130,204			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第99期 平成22年3月期 第3四半期	売上高	318,818	-	318,818			
	営業利益	17,796	292	18,088			
	経常利益	10,933	293	11,227			
	当期純利益	2,235	119	2,355			
	総資産	725,079	△4,210	720,868			
	純資産	135,876	△5,138	130,738			
第99期 平成22年3月期	売上高	423,105	-	423,105	356,629	-	356,629
	営業利益	22,776	389	23,165	9,291	-	9,291
	経常利益	13,858	390	14,248	2,853	-	2,853
	当期純利益	1,554	826	2,381	89	856	946
	総資産	707,053	△3,503	703,549	546,271	△6,652	539,619
	純資産	137,149	△4,459	132,689	132,825	△18,565	114,259
第100期 平成23年3月期 第1四半期	売上高	96,638	-	96,638			
	営業利益	3,589	50	3,640			
	経常利益	1,672	50	1,722			
	当期純利益	△107	20	△86			
	総資産	694,706	△3,423	691,283			
	純資産	136,324	△4,408	131,915			
第100期 平成23年3月期 第2四半期	売上高	199,491	-	199,491			
	営業利益	7,381	100	7,481			
	経常利益	3,406	100	3,507			
	当期純利益	△4,561	12	△4,548			
	総資産	686,192	△3,344	682,847			
	純資産	135,004	△4,359	130,645			
第100期 平成23年3月期 第3四半期	売上高	305,368	-	305,368			
	営業利益	9,372	151	9,524			
	経常利益	3,557	151	3,708			
	当期純利益	△3,249	361	△2,887			
	総資産	700,315	△2,936	697,379			
	純資産	133,644	△3,980	129,664			
第100期 平成23年3月期	売上高	410,159	-	410,159	346,250	-	346,250
	営業利益	13,227	149	13,377	2,574	-	2,574
	経常利益	5,515	149	5,665	△3,078	-	△3,078
	当期純利益	△8,084	△10,149	△18,234	△12,224	△7,279	△19,504
	総資産	684,518	△12,132	672,386	527,839	△12,097	515,741
	純資産	129,687	△14,496	115,191	120,186	△25,845	94,341
第101期 平成24年3月期 第1四半期	売上高	100,328	-	100,328			
	営業利益	2,504	30	2,534			
	経常利益	851	30	881			
	当期純利益	△701	△590	△1,291			
	総資産	699,739	△13,674	686,064			
	純資産	128,234	△16,068	112,166			

（単位：百万円）

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第101期 平成24年3月期 第2四半期	売上高	203,972	-	203,972			
	営業利益	5,830	-	5,830			
	経常利益	2,275	-	2,275			
	当期純利益	△2,839	△4	△2,843			
	総資産	683,799	△400	683,399			
	純資産	110,436	△400	110,036			
第101期 平成24年3月期 第3四半期	売上高	303,300	-	303,300			
	営業利益	6,806	-	6,806			
	経常利益	2,084	-	2,084			
	当期純利益	△3,207	△7	△3,214			
	総資産	540,390	△265	540,124			
	純資産	87,489	△265	87,223			

関連当事者との取引の訂正（平成19年3月期）

(1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引)
(連結財務諸表提出会社の) 役員等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	【訂正前】			【訂正後】		
								取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	井川俊高	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接0.1%	—	株式の購入(注1)	51	関係会社株式	51	51	関係会社株式	51
役員	井川高博	—	—	当社取締役	(被所有)直接0.2%	—	不動産の賃貸(注2)	5	—	—	5	—	—
役員 の 近親者	井川高雄	—	—	当社最高顧問	(被所有)直接0.1%	—	株式の購入(注1)	855	関係会社株式	855	855	関係会社株式	855
							土地等の売却(注3)	81	—	—	81	—	—
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール産業㈱	愛媛県松山市	25	原材料の仕入・販売ゴルフ場経営	(被所有)直接0.9%	役員 の 兼任	原材料の仕入(注4)	200	買掛金	7	200	買掛金	7
							当社保有施設の維持・運営(注5)	31	—	—	31	—	—
							エリエールレディスオープン会場使用料等(注6)	26	—	—	26	—	—
	エリエール商工㈱	香川県三豊市	30	原材料の仕入・販売ゴルフ場経営	(被所有)直接3.1%	役員 の 兼任	原材料の仕入(注4)	1,396	買掛金	1,009	1,366	買掛金	1,009
							口銭料の支払(注7)				29		
							不動産の賃貸(注8)	11	—	—	11	—	—
							紙製品の販売(注9)	138	売掛金	69	138	売掛金	69

- (注) 1. 株式の購入については、財産評価基本通達で定める時価純資産価額方式をもとに価格を決定しています。
 2. 不動産の賃貸については、近隣の取引実勢を勘案し賃借料を決定しています。
 3. 土地等の売却については、不動産鑑定士による鑑定評価額をもとに価格を決定しています。
 4. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
 5. 当社の施設の運営管理業務を委託しており、取引条件は当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっています。
 6. エリエールレディスオープン会場使用料等については、大会期間中の売上補償、コース改修・造成及びコース管理に係る費用です。
 7. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
 8. 不動産の賃貸については、近隣の取引実績を勘案し賃借料を決定しています。
 9. エリエール商工㈱は、当社より仕入れた紙製品を当社連結子会社へ販売しており、連結グループで見た場合、同社に5百万円の口銭料を支払っています。なお、口銭料については、協議のうえ決定しています。
 10. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成20年3月期）

(1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引)
(連結財務諸表提出会社の) 役員等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	【訂正前】			【訂正後】		
								取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	井川高博	-	-	当社常務取締役	(被所有)直接0.4%	-	不動産の賃借(注2)	5	-	-	5	-	-
役員及びその近親者	井川意高の近親者6名	-	-	当社代表取締役及びその近親者	(被所有)直接4.1%	-	株式の交換(注3)	3,929	-	-	3,929	-	-
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール産業㈱	愛媛県松山市	25	原材料の仕入・販売 ゴルフ場経営	(被所有)直接1.7%	役員の兼任	原材料の仕入(注4)	1,016	買掛金	99	1,016	買掛金	99
							当社保有施設の維持・運営(注5)	28	-	-	28	-	-
							不動産の賃貸(注6)	19	-	-	19	-	-
							株式の交換(注3)	777	-	-	777	-	-
	エリエール総業㈱(注1)	香川県三豊市	30	原材料の仕入・販売 ゴルフ場経営 紙製品の仕入・販売	(被所有)直接3.6%	役員の兼任	原材料の仕入(注4)	3,216	買掛金	828	3,129	買掛金	828
							口銭料の支払(注7)				86		
							不動産の賃貸(注6)	11	-	-	11	-	-
							紙製品の販売(注8)	138	売掛金	76	138	売掛金	76
							エリエールレディスオープン会場使用料等(注9)	28	-	-	28	-	-
							株式の交換(注3)	792	-	-	792	-	-
	大王商工㈱	愛媛県四国中央市	100	原材料の仕入・販売	(被所有)直接7.4%	役員の兼任	株式の交換(注3)	326	-	-	326	-	-
	エリエールフーズ㈱	愛媛県四国中央市	50	レストラン、高速道路サービスエリア 経営 ケータリング事業	(被所有)直接-	役員の兼任	不動産の賃貸(注6)	17	-	-	17	-	-
電力、蒸気の販売							12	-	-	12	-	-	
エリエールレディスオープンレストラン費用							6	-	-	6	-	-	
債務の保証(注10)										531	-	-	
エリエールライフ㈱	愛媛県四国中央市	30	フィットネスクラブ、スイミングスクール経営	(被所有)直接-	-	不動産の賃貸(注6)	2	-	-	2	-	-	
						電力の販売	5	-	-	5	-	-	

- 注) 1. エリエール商工㈱は平成20年2月20日にエリエール総業㈱に社名を変更し、平成20年4月1日をもってエリエール総業㈱とエリエール商工㈱とエリエールペーパーケミカル㈱に分社しています。
2. 不動産の賃借については、近隣の取引実勢を勘案し賃借料を決定しています。
3. 当社と名古屋バルブ㈱との合併に伴う株式交換であり、同取引については、第三者が算出した合併比率に基づいており、取引金額は交付自己株式の簿価を記載しています。
4. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
5. 当社の施設の運営管理業務を委託しており、取引条件は当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっています。
6. 不動産の賃貸については、近隣の取引実勢を勘案し賃借料を決定しています。
7. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
8. エリエール総業㈱は、当社より仕入れた紙製品を当社連結子会社へ販売しており、連結グループで見た場合、同社に5百万円の口銭料を支払っています。なお、口銭料については、協議のうえ決定しています。
9. エリエールレディスオープン会場使用料等については、大会期間中の売上補償、コース改修・造成及びコース管理等に係る費用です。
10. 金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っています。
11. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成21年3月期）

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社の役員等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	【訂正前】				【訂正後】			
							取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール商工(株)	香川県三豊市	30	ゴルフ場経営、紙製品の仕入・販売	(被所有)直接0.5%	-	原材料の仕入(注2)				259	買掛金	14	
							口銭料の支払(注3)				87			
	エリエールパークエミカル(株)	愛媛県四国中央市	30	薬品の加工	(被所有)直接-	-	原材料の仕入(注2)	3,334	買掛金	939	2,158	買掛金	844	
							薬品の加工(注4)	317	未払金	28	317	未払金	28	
							不動産の賃貸(注5)	10	-	-	10	-	-	
	エリエール総業(株)	愛媛県四国中央市	30	福利厚生施設の運営	(被所有)直接3.6%	役員の兼任	福利厚生施設の運営委託(注6)	18	未払金	19	18	未払金	19	
	株エリエールリゾートゴルフクラブ(注1)	愛媛県松山市	25	ゴルフ場経営 原材料の仕入・販売	(被所有)直接-	-	当社施設の運営(注7)	28	-	-	28	-	-	
							エリエールレディスオープン会場使用料(注8)	26	-	-	26	-	-	
	エリエールパッケージング印刷(株)(注1)	岐阜県加茂郡	25	原材料の製造・販売	(被所有)直接-	役員の兼任	原材料の仕入(注2)	1,101	買掛金	107	1,101	買掛金	107	
							不動産の賃貸(注5)	20	-	-	20	-	-	
エリエールフーズ(株)	愛媛県四国中央市	50	レストラン、高速道路サービスエリア経営 ケータリング事業	(被所有)直接-	役員の兼任	不動産の賃貸(注5)	17	-	-	17	-	-		
						債務の保証(注9)				247	二	二		
エリエールライフ(株)	愛媛県四国中央市	30	フィットネスクラブ、スイミングスクール経営	(被所有)直接-	-	不動産の賃貸(注5)	21	-	-	21	-	-		
名岐エコ・パル(株)	岐阜県可児市	12	構内作業の請負	(被所有)直接-	役員の兼任	構内作業の委託(注10)	1,232	未払費用	88	1,232	未払費用	88		
						貯蔵品の販売(注11)	42	-	-	42	-	-		

- (注) 1. エリエール産業(株)は、平成20年10月1日をもってエリエール産業(株)と株エリエールリゾートゴルフクラブとエリエールパッケージング印刷(株)に分社しています。
2. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
3. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
4. 薬品の加工賃については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
5. 不動産の賃貸については、近隣の取引実勢を勘案し賃貸料を決定しています。
6. 福利厚生施設の運営費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
7. 当社施設の運営管理業務を委託しており、取引条件は当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっています。
8. エリエールレディスオープン会場使用料については、大会期間中の売上補償、コース改修・造成及びコース管理等に係る費用です。
9. 金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っています。
10. 構内作業の委託費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
11. 貯蔵品の販売については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
12. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成21年3月期）

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 連結財務諸表提出会社の役員等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	【訂正前】			【訂正後】			
							取引の内容	取引金額	科目	期末残高	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール商工(株)	香川県三豊市	30	ゴルフ場経営 紙製品の仕入・販売	(被所有)直接0.5%	-	原材料の仕入(注2)	171	買掛金	11	44	買掛金	38
							口銭料の支払(注3)				191		
	エリエール総業(株)	愛媛県四国中央市	30	福利厚生施設の運営	(被所有)直接3.6%	役員の兼任	福利厚生施設の使用(注4)	12	未払金	12	12	未払金	12
	株エリエールリゾートゴルフクラブ(注1)	愛媛県松山市	25	ゴルフ場経営 原材料の仕入・販売	(被所有)直接-	-	口銭料の支払(注3)	70	買掛金	46	139	買掛金	46
	エリエールパッケージング印刷(株)(注1)	岐阜県加茂郡	25	原材料の製造・販売	(被所有)直接-	役員の兼任	原材料の仕入(注2)	2,425	買掛金	346	71	買掛金	1
							原材料の販売(注5)	11	売掛金	0	11	売掛金	0
	大王商工(株)	愛媛県四国中央市	100	原材料の仕入・販売	(被所有)直接8.3%	役員の兼任	原材料の仕入(注2、6)				2,218	買掛金	338
							口銭料の支払(注3)				299		
							原材料の販売(注5、7)				547	売掛金	211
							株式の売却(注8)	52	-	-	52	-	-
高知パルプ工業(株)	愛媛県四国中央市	60	不動産の賃貸業	(被所有)直接1.5%	役員の兼任	担保の受入(注9)	-	-	400	-	-	420	

- (注) 1. エリエール産業(株)は、平成20年10月1日をもってエリエール産業(株)と株エリエールリゾートゴルフクラブとエリエールパッケージング(株)に分社しています。
2. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
3. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
4. 福利厚生施設の使用料については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
5. 原材料の販売については、連結子会社の総原価をもとに協議のうえ価格を決定しています。
6. 大王商工(株)からの原材料の仕入については、同社を通じてエリエールパッケージング印刷(株)から仕入を行っています。
7. 大王商工(株)への原材料の販売については、同社を通じてエリエールパッケージング印刷(株)へ販売を行っています。
8. 株式の売却については、財産評価基本通達で定める時価純資産価額方式をもとに価格を決定しています。
9. 金融機関からの借入金に対して、担保提供を受けています。
10. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成22年3月期）

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社の役員等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	【訂正前】				【訂正後】			
							取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール商工(株)	香川県三豊市	30	ゴルフ場経営、紙製品の仕入・販売	(被所有)直接0.5%	役員の兼任	原材料の仕入(注1)	1,073	買掛金	98	226	買掛金	23	
							口銭料の支払(注2)			87				
							エリエールレディスオープン会場使用料(注3)	26	-	-	26	-	-	
	エリエールパークエミカル(株)	愛媛県四国中央市	30	薬品の加工	(被所有)直接-	役員の兼任	原材料の仕入(注1)	2,175	買掛金	874	2,175	買掛金	874	
							薬品の加工(注4)	230	未払金	17	230	未払金	17	
							電力、蒸気の販売(注5)	36	売掛金	3	36	売掛金	3	
							不動産の賃貸(注6)	10	-	-	10	-	-	
	エリエール総業(株)	愛媛県四国中央市	30	福利厚生施設の運営	(被所有)直接3.5%	役員の兼任	福利厚生施設の運営委託(注8)	17	未払金	18	17	未払金	18	
	エリエールゾーツゴルフクラブ(株)	愛媛県松山市	25	ゴルフ場経営、原材料の仕入・販売	(被所有)直接-	-	当社施設の運営委託(注9)	28	-	-	28	-	-	
	エリエールパッケージ印刷(株)	岐阜県加茂郡	25	原材料の製造・販売	(被所有)直接-	-	原材料の仕入(注1)	1,004	買掛金	92	1,004	買掛金	92	
							不動産の賃貸(注6)	19	-	-	19	-	-	
	エリエールフーズ(株)	愛媛県四国中央市	50	レストラン、高速道路サービスエリア経営、ケータリング事業	(被所有)直接0.1%	役員の兼任	不動産の賃貸(注6)	17	-	-	17	-	-	
							債務の保証(注7)			96	二	二		
エリエールライフ(株)	愛媛県四国中央市	30	フィットネスクラブ、スイミングスクール経営	(被所有)直接-	-	不動産の購入(注6)	169	-	-	169	-	-		
						福利厚生費の支払(注10)	44	-	-	44	-	-		
						不動産の賃貸(注6)	22	-	-	22	-	-		
名岐エコ・パルプ(株)	岐阜県可児市	12	構内作業の請負	(被所有)直接-	-	構内作業の委託(注11)	1,221	未払費用	135	1,221	未払費用	135		
						貯蔵品の販売(注12)	52	未収入金	6	52	未収入金	6		
						不動産の賃貸(注6)	37	-	-	37	-	-		

- (注) 1. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
2. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
3. エリエールレディスオープン会場使用料については、大会期間中の売上補償、コース改修・造成及びコース管理等に係る費用です。
4. 薬品の加工費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ価格を決定しています。
5. 電力、蒸気の販売については、当社の生産コストをもとに協議のうえ価格を決定しています。
6. 不動産の賃貸及び購入については、近隣の取引実勢を勘案し賃貸料を決定しています。
7. 金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っています。
8. 福利厚生施設の運営費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
9. 当社施設の運営管理業務を委託しており、取引条件は当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっています。
10. 社員の福利厚生に必要なコストを勘案し、協議のうえ料金を決定しています。
11. 構内作業の委託費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
12. 貯蔵品の販売については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
13. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成22年3月期）

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 連結財務諸表提出会社の役員等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	【訂正前】			【訂正後】			
								取引金額	科目	期末残高	取引金額	科目	期末残高	
役員及びその近親者	井川高雄	—	—	当社顧問	(被所有)直接1.0%	—	株式の売却(注1)	147	—	—	147	—	—	
	井川隼次	—	—	ダイオーペーパーテック(株)代表取締役	(被所有)直接0.1%	—	土地の売却(注2)	20	—	—	20	—	—	
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール商工(株)	香川県三豊市	30	ゴルフ場経営 紙製品の仕入・販売	(被所有)直接0.5%	役員の兼任	原材料の仕入(注3)	63	買掛金	58	36	買掛金	58	
							口銭料の支払(注4)				184			
	エリエール総業(株)	愛媛県四国中央市	30	福利厚生施設の運営	(被所有)直接3.5%	役員の兼任	福利厚生施設の使用(注5)	11	未払金	11	11	未払金	11	
							株式の売却(注1)	145	—	—	145	—	—	
	エリエール産業(株)	愛媛県四国中央市	25	ゴルフ場経営	(被所有)直接2.3%	役員の兼任	株式の売却(注1)	108	—	—	108	—	—	
							土地の売却(注2)	106	—	—	106	—	—	
	株エリエールリゾートゴルフクラブ	愛媛県松山市	25	ゴルフ場経営 原材料の仕入・販売	(被所有)直接—%	—	口銭料の支払(注4)	145	買掛金	53	149	買掛金	53	
	エリエールパッケージング印刷(株)	岐阜県加茂郡	25	原材料の製造・販売	(被所有)直接—%	—	原材料の仕入(注3)	2,852	買掛金	365	8	買掛金	0	
	大王商工(株)	愛媛県四国中央市	100	原材料の仕入・販売	(被所有)直接8.3%	役員の兼任	原材料の仕入(注3、6)	13	買掛金	39	2,682	買掛金	403	
							口銭料の支払(注4)				362			
原材料の販売(注7、8)										641	売掛金	110		
株式の売却(注1)							51	—	—	51	—	—		
高知パルプ工業(株)	愛媛県四国中央市	60	不動産の賃貸業	(被所有)直接1.5%	役員の兼任	担保の受入(注9)	—	—	420	—	—	420		

(注) 1. 株式の売却については、財産評価基本通達で定める時価純資産価額方式をもとに価格を決定しています。

2. 土地の売却については、近隣の取引実勢を勘案し価格を決定しています。

3. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。

4. 口銭料については、協議のうえ決定しています。

5. 福利厚生施設の使用料については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。

6. 大王商工(株)からの原材料の仕入については、同社を通じてエリエールパッケージング印刷(株)から仕入を行っています。

7. 大王商工(株)への原材料の販売については、同社を通じてエリエールパッケージング印刷(株)へ販売を行っています。

8. 原材料の販売については、連結子会社の総原価をもとに協議のうえ価格を決定しています。

9. 金融機関からの借入金に対して、担保提供を受けています。

10. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成23年3月期）

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 連結財務諸表提出会社の役員等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	【訂正前】				【訂正後】			
							取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール商工(株)	香川県三豊市	30	ゴルフ場経営、紙・板紙製品の仕入・販売	(被所有)直接0.5%	役員の兼任	原材料の仕入(注1)	1,012	買掛金	86	193	買掛金	24	
							口銭料の支払(注2)			85				
	エリエールペーパーケミカル(株)	愛媛県四国中央市	30	薬品の加工	(被所有)直接-	役員の兼任	原材料の仕入(注1)	2,818	買掛金	742	2,818	買掛金	742	
							薬品の加工(注3)	196	未払金	17	196	未払金	17	
							電力、蒸気の販売(注4)	44	売掛金	3	44	売掛金	3	
							不動産及び機械設備の賃貸(注5、6)	20	未収入金	10	20	未収入金	10	
	エリエール総業(株)	愛媛県四国中央市	30	福利厚生施設の運営	(被所有)直接3.5%	役員の兼任	福利厚生施設の運営委託(注7)	12	未払金	13	12	未払金	13	
	(株)エリエールリゾートゴルフクラブ	愛媛県松山市	25	ゴルフ場経営、原材料の仕入・販売	(被所有)直接-	-	当社施設の運営委託(注8)	28	-	-	28	-	-	
							エリエールレディスオープン会場使用料(注9)	25	-	-	25	-	-	
	エリエールパッケージング印刷(株)	岐阜県加茂郡	25	原材料の製造・販売	(被所有)直接-	-	原材料の仕入(注1)	803	買掛金	64	803	買掛金	64	
							不動産の賃貸(注5)	19	-	-	19	-	-	
	エリエールフーズ(株)	愛媛県四国中央市	50	レストラン、高速道路サービスエリア経営、ケータリング事業	(被所有)直接0.1%	役員の兼任	不動産の賃貸(注5)	17	-	-	17	-	-	
債務の保証(注10)							38	-	-	38	-	-		
エリエールライフ(株)	愛媛県四国中央市	30	フィットネスクラブ、スイミングスクール経営	(被所有)直接-	-	福利厚生費の支払(注11)	44	-	-	44	-	-		
						不動産の賃貸(注5)	25	-	-	25	-	-		
名岐エコ・バルブ(株)	岐阜県可児市	12	構内作業の請負	(被所有)直接-	役員の兼任	構内作業の委託(注12)	1,388	未払費用	119	1,388	未払費用	119		
						機械設備の賃貸(注6)	87	-	-	87	-	-		

- (注) 1. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
 2. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
 3. 薬品の加工費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
 4. 電力、蒸気の販売については、当社の生産コストをもとに協議のうえ価格を決定しています。
 5. 不動産の賃貸については、近隣の取引実勢を勘案し価格を決定しています。
 6. 機械設備の賃貸については、当社の維持コストをもとに協議のうえ賃貸料を決定しています。
 7. 福利厚生施設の運営費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
 8. 当社施設の運営管理業務を委託しており、取引条件は当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっています。
 9. エリエールレディスオープン会場使用料については、大会期間中の売上補償、コース改修・造成及びコース管理等に係る費用です。
 10. 金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っています。
 11. 社員の福利厚生に必要なコストを勘案し、協議のうえ料金を決定しています。
 12. 構内作業の委託費用については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
 13. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

関連当事者との取引の訂正（平成23年3月期）

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 連結財務諸表提出会社の役員等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	【訂正前】			【訂正後】			
							取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	井川意高	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接1.0%	-	資金の貸付(注1、4)	2,350	短期貸付金	2,350	2,350	短期貸付金	2,350
							利息の受取(注1)	18	未収入金	18	18	未収入金	18
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	エリエール商工(株)	香川県三豊市	30	ゴルフ場経営紙・板紙製品の仕入・販売	(被所有)直接0.5%	役員の兼任	原材料の仕入(注2)	57	買掛金	24	37	買掛金	17
							口銭料の支払(注3)				185		
							資金の貸付(注1、4)	2,250	短期貸付金	1,700	2,250	短期貸付金	1,700
	エリエール総業(株)	愛媛県四国中央市	30	福利厚生施設の運営	(被所有)直接3.5%	役員の兼任	福利厚生施設の使用(注5)	10	未払金	11	10	未払金	11
							株式の売却(注6)	93	-	-	93	-	-
	エリエール産業(株)	愛媛県四国中央市	25	ゴルフ場経営	(被所有)直接2.3%	役員の兼任	株式の売却(注6)	46	-	-	46	-	-
	株エリエールリゾーツゴルフクラブ	愛媛県松山市	25	ゴルフ場経営原材料の仕入・販売	(被所有)直接-	-	口銭料の支払(注3)	162	買掛金	62	176	買掛金	62
	エリエールパッケージング印刷(株)	岐阜県加茂郡	25	原材料の製造・販売	(被所有)直接-	-	原材料の仕入(注2)	2,253	買掛金	251	1	買掛金	2
	大王商工(株)	愛媛県四国中央市	100	原材料の仕入・販売	(被所有)直接8.3%	役員の兼任	原材料の仕入(注2、7)	13	買掛金	34	2,105	買掛金	276
							口銭料の支払(注3)				350		
原材料の販売(注8、9)										435	売掛金	90	
株式の売却(注6)							46	-	-	46	-	-	

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
 2. 原材料の仕入については、市場の実勢価格を勘案し価格を決定しています。
 3. 口銭料については、協議のうえ決定しています。
 4. 当社代表取締役社長である井川意高へ全額を無担保で貸付しています。なお、エリエール商工(株)への資金の貸付についても、同社を通じて当社代表取締役社長である井川意高へ全額を無担保で貸付しています。
 5. 福利厚生施設の使用料については、同社の総費用をもとに協議のうえ決定しています。
 6. 株式の売却については、財産評価基本通達で定める時価純資産価額方式をもとに価格を決定しています。
 7. 大王商工(株)からの原材料の仕入については、同社を通じてエリエールパッケージング印刷(株)から仕入を行っています。
 8. 大王商工(株)への原材料の販売については、同社を通じてエリエールパッケージング印刷(株)へ販売を行っています。
 9. 原材料の販売については、連結子会社の総原価をもとに協議のうえ価格を決定しています。
 10. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

改善措置の実実施スケジュール

- > 交渉継続
- > ガバナンス体制の整備
- > 運用及び継続的改善

再発防止策	平成23年度				平成24年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1 平成23年12月訂正に係る改善措置							
(1) 元会長への貸付金に関する訂正の対策							
① 貸倒引当金計上に係る決算手続の改善及び関連当事者との取引の見直し等							
経理関連規程類の全面見直し		—>					
研修等を通じた手続遵守の徹底		—>					
関連当事者との取引の見直し				--->			
取締役会規則の改訂		—>					
② 当社グループにおけるルール遵守の徹底							
コンプライアンス遵守教育制度の改善・強化		—>					
子会社非常勤取締役等による監視強化							
③ 連結子会社から当社に対する業務報告の徹底							
コンプライアンス遵守教育制度の改善・強化		—>					
子会社管理規程の新設		—>					
子会社非常勤取締役等による監視強化							
④ モニタリングの改善							
1) 関連事業部におけるモニタリングの改善							
子会社管理規程の新設		—>					
管理部門の連携強化			—>				
内部監査部門の組織変更		—>					
2) 経理部におけるモニタリングの改善							
コンプライアンス遵守教育制度の改善・強化		—>					
会計基準等に関する研修・勉強会の充実		—>					
経理部員に対するモニタリングの重要性に関する研修		—>					
社外取締役の招聘、監査役への構成見直し							—>
経理部及び財務部の東京本社移転							—>
3) 監査役によるモニタリングの改善及び内部監査機能の強化							
i) 重要事項の監査役への報告の徹底							
経理部及び財務部の東京本社移転			—>				
常勤監査役の東京本社常駐		—>					
コンプライアンス遵守教育制度の改善・強化		—>					
監査役による関連当事者取引の重点監査							—>
ii) 監査役への構成の見直し							—>
監査役への構成見直し							—>
iii) 監査役室の設置及び内部監査部門の組織変更							
常勤監査役の東京本社常駐、監査役室の設置		—>					
内部監査部門の組織変更		—>					

改善措置の実施スケジュール

- - -> 交渉継続
- > ガバナンス体制の整備
- - -> 運用及び継続的改善

再発防止策	平成23年度				平成24年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(2) 元会長への貸付金に関する訂正が生じた背景事情の対策							
① 役職員の意識改革及び連結子会社の株主構成の再編 コンプライアンス遵守教育制度の改善・強化 創業家の保有する関係会社株式の買い取り交渉							
② 取締役間の相互監視機能の強化 — 社外取締役の招聘 社外取締役の招聘							
③ 内部通報制度の報告経路の改善 内部通報制度の運用改善							
④ コンプライアンス意識の向上及び不正の防止・発見体制の改善 コンプライアンス遵守教育制度の改善・強化 リスク管理・コンプライアンス委員会の設置							
(3) 社内調査結果に基づく関連当事者との取引の訂正の対策 会計基準等に関する研修・勉強会の充実 経理関連規程類の全面見直し							
(4) 監査法人からの指摘に基づく訂正の対策							
① 共通の対策							
1) 経理関連規程類の全面見直し 経理関連規程類の全面見直し							
2) 会計・経理関連知識と理解度の向上 人事ローテーションの工夫 会計基準等に関する研修・勉強会の充実							
② 繰延税金資産の計上額の訂正 会計基準等に関する研修・勉強会の充実 経理関連規程類の全面見直し							
③ 固定資産売却取引の取消し 会計基準等に関する研修・勉強会の充実 経理関連規程類の全面見直し							
④ 非上場関係会社株式の減損損失の計上 会計基準等に関する研修・勉強会の充実 経理関連規程類の全面見直し 社外取締役の招聘、監査役の構成見直し							
⑤ 関係会社への貸付金及び債務保証等に対する事業損失引当金の計上 会計基準等に関する研修・勉強会の充実 経理関連規程類の全面見直し							
⑥ 子会社における固定資産の減損 会計基準等に関する研修・勉強会の充実 経理関連規程類の全面見直し							

